

平成25年第1回坂町議会定例会

会 議 録

1. 第1日目招集年月日 平成25年3月5日

2. 招 集 の 場 所 坂町議会議場

3. 第1日目開会年月日 平成25年3月5日

~~~~~○~~~~~

4. 出席議員（12名）

|               |                   |
|---------------|-------------------|
| 1番 中 川 ゆかり 君  | 2番 主 枝 幸 子 君      |
| 3番 奥 村 富士雄 君  | 4番 柚 木 喬 君        |
| 5番 中 下 伸 君    | 6番 出 下 孝 君        |
| 7番 姫 宮 五 鈴 君  | 8番 折 出 直 幸 君      |
| 9番 大 田 直 樹 君  | 10番 中 雅 洋 君       |
| 11番 瀧 野 純 敏 君 | 12番 川 本 英 輔 君（議長） |

~~~~~○~~~~~

5. 欠席議員

なし

~~~~~○~~~~~

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

|              |           |
|--------------|-----------|
| 町 長          | 吉 田 隆 行 君 |
| 副 町 長        | 齋 藤 哲 也 君 |
| 教 育 長        | 枝 廣 泰 知 君 |
| 総 務 部 長      | 陰 山 讓 治 君 |
| 民 生 部 長      | 黒 田 康 也 君 |
| 会 計 管 理 者    | 久 保 俊 秀 君 |
| 建 設 部 長      | 三 宅 信 治 君 |
| 教 育 次 長      | 車 地 勝 司 君 |
| 民生副部長兼保険健康課長 | 佐々木 真 哉 君 |
| 総 務 課 長      | 新 木 之 博 君 |
| 企画財政課長       | 中 村 政 愛 君 |

|        |             |
|--------|-------------|
| 民生課長   | 奥 至 雅 君     |
| 税務住民課長 | 河 本 和 彦 君   |
| 環境防災課長 | 吉 原 修 君     |
| 産業建設課長 | 西 谷 伸 弘 君   |
| 都市計画課長 | 三 好 修 平 君   |
| 出納室長   | 山 根 道 春 君   |
| 学校教育課長 | 中 村 輝 彦 君   |
| 生涯学習課長 | 坂 井 眞 智 子 君 |

~~~~~○~~~~~

7. 本議会に職務のため出席した者の職氏名

| | |
|--------|-----------|
| 議会事務局長 | 高 橋 蔦 江 君 |
| 主 任 | 車 地 広 敏 君 |

~~~~~○~~~~~

8. 議 事 日 程

議 事

- |      |       |                                                                                           |
|------|-------|-------------------------------------------------------------------------------------------|
| 日程第1 |       | 「一般質問」                                                                                    |
| 日程第2 | 議案第6号 | 「坂町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準等に関する条例の制定について」                                           |
| 日程第3 | 議案第7号 | 「坂町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準等に関する条例の制定について」 |
| 日程第4 | 議案第8号 | 「坂町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について」                                                               |
| 日程第5 | 議案第9号 | 「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について」                                                          |

|       |        |                                        |
|-------|--------|----------------------------------------|
| 日程第6  | 議案第10号 | 「坂町障害程度区分判定等審査会の委員の定数等を定める条例の一部改正について」 |
| 日程第7  | 議案第11号 | 「坂町敬老年金条例の廃止について」                      |
| 日程第8  | 議案第17号 | 「坂町葬祭料条例の一部改正について」                     |
| 日程第9  | 議案第12号 | 「平成25年度坂町一般会計予算」                       |
| 日程第10 | 議案第13号 | 「平成25年度坂町国民健康保険事業特別会計予算」               |
| 日程第11 | 議案第14号 | 「平成25年度坂町下水道事業特別会計予算」                  |
| 日程第12 | 議案第15号 | 「平成25年度坂町介護保険事業特別会計予算」                 |
| 日程第13 | 議案第16号 | 「平成25年度坂町後期高齢者医療特別会計予算」                |
| 日程第14 | 諮問第1号  | 「人権擁護委員の候補者の推薦について」                    |
| 日程第15 | 発議第1号  | 「2020年オリンピック・パラリンピック競技大会の東京招致を支援する決議」  |

~~~~~○~~~~~

9. 議 事 の 内 容

(開会 午前10時00分)

○議長(川本英輔議員) 皆さん、おはようございます。

(一同「おはようございます」)

○議長(川本英輔議員) 本日は、傍聴席には一般の方を初め、小屋浦小学校6年生の皆さんが傍聴に来ていただいております。ようこそおいでいただきました。

これから定例会2日目を開会いたしますが、初めに一般質問を行います。これは町民の身近なことを議員さんが行政側に質問をいたすものでございます。6年生の皆さんは貴重な傍聴時間ではあります。しっかり勉強して、学校や家族の方に議会の様子をお話ししていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

ただいまの出席議員は12名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問を行います。

お手元に配付いたしております質問通告表のとおり、8名から11問の質問事項が通告されております。

それでは、1問ずつ順次発言を許します。

なお、質問の際には要点を絞って御発言願います。また、再質問は5問までといたします。

2番主枝幸子議員から「学校給食について」の件を質問願います。

2番主枝議員。

○2番（主枝幸子議員） 「学校給食について」お伺いします。

学校給食は世代によりメニューに違いもありますが、皆さん楽しい思い出があると思います。

現在、坂町給食センターでは、1日1,250食の給食が町内小・中学校の児童のもとへ届けられています。このような中、近年では食物アレルギーの児童がふえ、アレルギーとなる食品の多様化も見られます。

文部科学省が全国の公立小・中学校を対象として実施した調査では、33万人もの児童・生徒がアレルギーを持ち、そのうち約1万8,000人もの児童が呼吸困難など重篤な症状に陥るアナフィラキシーショックを起こしたというデータがあります。

また、昨年12月、東京都では、乳製品や卵に対するアレルギーを持った小学校児童が、おかわりをした際に、担任教諭の誤認により、一般の児童と同じチーズの含まれた給食を食べ、アナフィラキシーショックを起こし、死亡したという悲惨な事故が発生したことで、食物アレルギーを持つ児童・生徒の保護者は、学校給食に対する不安が広がっています。

食物アレルギーを持つ児童・生徒も、安全に安心して友達と一緒に楽しく給食を食べる喜びを味わってほしいというのは親の願いです。

そこで、当町の学校給食における食物アレルギーへの対応、取り組みと現状についてお聞かせください。

○議長（川本英輔議員） 枝廣教育長。

○教育長（枝廣泰知君） 「学校給食について」の件についてお答えいたします。

近年、児童・生徒を取り巻く生活環境や食環境の変化に伴い、児童・生徒の健康状態や栄養状態も多様化・複雑化しており、肥満傾向や偏食等を原因とする生活習慣病の若年化が指摘されております。

また、乳製品や果物類に対する食物アレルギーの児童・生徒が増加傾向にあるため、家庭はもとより学校においても、食に関する健康課題を有する児童・生徒の個別の事

情に応じた対応が求められており、食物アレルギーを有する児童・生徒に対しては、学校給食を提供する給食センター、学校、保護者が連携し、個々の児童・生徒の状況に応じた対応が必要であると認識しております。

このため、給食センターでは、医師の診断により食物アレルギーの原因食材が明確で、原因食材の除去指示があり、家庭においても原因食材を除いた食事等を摂取している児童・生徒の保護者からの申請に基づき、現在、各小学校で13名、中学校で3名の児童・生徒に対し、給食の献立から食物アレルギーの原因となる食材を除去したアレルギー対応食を提供しているところでございます。

具体的な提供方法といたしましては、児童・生徒に対する食に関する指導と、学校給食の管理を行う栄養教諭の指導により、アレルギー対応食を一般の児童・生徒用の給食と区分し、別容器で各学校に届け、さらに、アレルギー対応食の具体的内容を学級担任等に知らせるための連絡票を添付するなどの対応を行っております。

また、各小・中学校におきましては、管理職や学級担任、養護教諭等、校内の教職員全員が児童・生徒個々の食に関する健康課題を理解し、慎重な対応に努めているところでございます。

安全な学校給食の提供はもとより、食に関する問題への対応につきましては、児童・生徒の食の大部分を担う家庭での実践が不可欠であるため、今後とも、学校、給食センター、保護者が連携協力して取り組んでまいりたいと考えております。御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 2番主枝議員。

○2番（主枝幸子議員） ただいまの答弁を聞きまして、現場での精神的な負担、努力によって給食が届けられているんだなと感じて感謝しています。

そこで質問なんですが、このたびの事故は、おかわりをした際、先生の誤認によるものでしたが、学級の児童、例えばこの児童はアレルギー食だから、みんなと一緒に給食は食べられないんだよとか、周知、対応はできているのでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 中村学校教育課長。

○学校教育課長（中村輝彦君） お答えいたします。

学校給食につきましては、配膳を児童・生徒が行いますので、この児童・生徒がそれぞれの学級内に食物アレルギーの児童・生徒がいることについての周知も含めて、周知やその児童・生徒のアレルギーの状況であるとか、そういったことを他の児童・

生徒にも知らせるとともに、おかわりはできないということについて、主に学級担任のほうから、子供に対してそれを知らせるということで対応いたしております。

○議長（川本英輔議員） 主枝議員。

○2番（主枝幸子議員） 毎年、先生が異動がありますが、各学校で誤食を防ぐためのアレルギー食児童への対応、研修などは行っておられますか。

○議長（川本英輔議員） 中村学校教育課長。

○学校教育課長（中村輝彦君） お答えいたします。

昨年12月、東京都でこのアレルギーの児童が、アレルゲンが含まれる食材が含まれた給食を食べて、それが死亡につながったという事故を受けまして、横浜小学校においては栄養教諭を配置しておりますので、横浜小学校においては、こういったアレルギーに特化した職員研修を実施しておりますが、他の小・中学校においては、栄養教諭の配置がございませんので、現在のところ、アレルギーに特化した研修は実施していませんが、こういったアレルギーに関しては、特に学校においては配慮する必要があると認識しておりますので、今後、この横浜小学校の栄養教諭を活用した研修等を、どの学校においても実施したいというふうに考えております。

○議長（川本英輔議員） 主枝議員。

○2番（主枝幸子議員） 食物アレルギーの対象児童がふえていると思うんですが、子育て支援住宅もでき、坂小学校、横浜小学校の児童もふえていますが、調理する工程もふえ、負担が多いのではないかと考えます。

給食をつくる現場での事故を防ぐため、人員整備など整っているのでしょうか。特に、あってはならない調理ミスを防ぐための調理員の不足ということはないのでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 中村学校教育課長。

○学校教育課長（中村輝彦君） お答えいたします。

現在、給食センターにおきましては、横浜小学校の栄養教諭が給食センターの栄養士を兼務して、学校給食に関する栄養指導を行っております。

また、調理員は8名の体制でございます。この調理員8名と栄養士の連携のもと、現在、学校給食を提供しておりますが、現在の職員の配置状況で人数が足りないといった実態はございませんので、当面、現在の体制で学校給食を維持してまいりたいというふうに考えております。

○議長（川本英輔議員） 主枝議員。

○2番（主枝幸子議員） 誤食という緊急時の具体的な対応、体制づくりはできているのでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 枝廣教育長。

○教育長（枝廣泰知君） まずは食物アレルギー等に関する知識を教職員がしっかりと理解しておくということが必要だと考えております。その上で、万一そういったショック症状が出たような場合は、各学校で定めております危機管理マニュアルに従って、必要に応じて救急車の要請をするなど、児童・生徒の命を守る対策を行うよう指導しております。

保護者や管理職はもとより、養護教諭や学級担任、これらが組織的に行動して、アレルギーを有する児童生徒の保護者とも十分に連携を行って、万が一の対応を適切にできるよう、今後も指導してまいります。

○議長（川本英輔議員） 主枝議員。

○2番（主枝幸子議員） 最後なんですけど、死亡事故が発生した後、食物アレルギー事故防止のための再確認、再検討がされたと思いますが、何か課題は見つかったのでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 枝廣教育長。

○教育長（枝廣泰知君） まずは意識の問題、これまで教職員に本当に食物アレルギーを持っている子供たちが給食を食べて、そういったことに事態が生じるといったような部分について弱かったというふうに思ってます。それが一番の課題であろうというふうに考えます。

今回の東京都の事件も、非常に教職員にとっては衝撃的なものだったと思います。いま一度、組織体制、給食の安全・安心というところを見直して、今後も事故が起こらないように指導してまいりたいと思います。

○議長（川本英輔議員） 答弁の音がちょっとこまいような気がするんですけど、もうちょっと元気に大きな声で、ひとつよろしくお願いします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 3番奥村富士雄議員から「健康ウォーキング宣言の町の検証と今後の取り組みは」の件を質問願います。

奥村議員。

○3番（奥村富士雄議員） 「健康ウォーキング宣言の町の検証と今後の取り組みは」の件についてお伺いします。

「悠々健康ウォーキングの町」宣言がされ、2年半が過ぎ、ウォーキングロードの整備、図書館に隣接したウォーキングコーナーの設置、案内表示の整備などいろいろな事業・取り組みがなされています。また、昨年3月に開催された「第1回坂町悠々健康ウォーキング」は、町内外から1,000人余りの参加を得て一応の成果があり、ことしも継続開催されます。しかしながら、それらの取り組みと計画をしながらも、未達成の事業なども含め、「健康ウォーキング宣言の町」としてふさわしいまちづくりにするために、今後、どう取り組んでいくか、一度検証の必要性があるのではないのでしょうか。

その検証の上で、町民、地区・団体、行政が三位一体となり、共通の目標である「ウォーキング」を通じての健康づくり、まちづくりを目指していくために「ウォーキングのまちづくり構想」の策定や「ウォーキングのまちづくり条例」の制定などを行う必要があると思うが、町当局の見解をお伺いいたします。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「健康ウォーキング宣言の町の検証と今後の取り組みは」の件についてお答えいたします。

本町では、第4次長期総合計画において、ウォーキングは健康、医療、運動、交流、教育、安全、環境、経済など、さまざまな分野において活性化が可能であることから、ウォーキングによるまちづくりを推進をしているところでございます。

また、平成22年には町制施行60周年を記念し、ウォーキングを通じて健康でたくましい「こころ」と「からだ」をつくり、悠々とした心豊かな生活を目指し、親から子へ、子から孫へと伝統ある我が坂町を受け継いでいくことを町内外にPRするため、「悠々健康ウォーキングのまち」を宣言をしたところでございます。

御質問の「健康ウォーキング宣言の町の検証と今後の取り組み」でございますが、ハード面におきましては、「21世紀健康増進公園ネットワーク整備計画」に基づき、計画的に整備を進め、町内の各公園、ウォーキングトレイル、既存の遊歩道、都市緑地、ふるさと自然のみち等を有機的に結びつけ、ネットワーク化を図り、町内外の多くの方に利用していただいているところでございます。

ソフト面におきましては、昨年度から町内各種団体、学校、企業、行政などが一体



となって実行委員会を組織し、「坂町悠々健康ウォーキング大会」を開催をいたしており、町内外から1,000人を超える方に参加いただくなど、大きな成果があったところでございます。

また、平成20年から産学官連携による「ようよう坂町ウォーキング」を毎月開催し、継続して町内外の方々に参加をしていただいているほか、保健事業として「ちびっこウォーキング大会」、「水中ウォーキング」、「100万歩歩いて元気になろう会」等を実施しているところでございます。

「悠々健康ウォーキングのまち」を宣言して2年経過をいたしました。坂町が「悠々健康ウォーキングのまち」として町内外に定着していくためには、こうした取り組みを、行政を初めとしたさまざまな団体が連携し、自主的かつ長期的に継続して実施することから、現在、連携して行っている取り組みを確実に実施をしていくことで、「ウォーキングのまち」としての定着を図り、ウォーキングのまちづくりにつなげてまいりたいと考えております。御理解、御協力のほどよろしくお願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 奥村議員。

○3番（奥村富士雄議員） 町制60周年を記念してウォーキング宣言の町をされたわけなんですけど、そのときに出た町政要覧がこれなんですよね、配られたのが。御存じですかね。これを見ると、皆さんもなんですけど、ウォーキングがすごく、ウォークウォークいうて、もうこの冊子の半分ぐらいには書いてあるんです。それを見たときに、坂町のウォーキングに対する取り組みは本物なんだなというような感じがしたんですが、2年半経過してみて、何かちょっとしりすぼみじゃないけども、絵にかいたもちじゃないかなというような感じがしておるんですけども、きょうも答弁の中に、6つの課が関連しておるというんですか、担当になっておるということなんで、その中で、私ら縦割りの組織じゃないかなというような感じがして、それぞれが実際にはウォーキングのまちづくりは大切なんじゃないけども、それぞれがそれぞれのウォーキングに取り組んでおると。

例えばハードを担当しておる産業建設はウォーキング道路をつくるだけ、保険健康課は健康ウォークとしてやっています、生涯学習は生涯学習で、また違った形でのウォーキングを取り組んで、何か行き先がどっちに行つとるんやらようわからんというような気がするんです。だから、小舟があっちこっちうろちよろちよろするんじゃ

けども、どっちの方向に進んでおるかという、そういう指揮する船がおらんというのが現実じゃないかなというような気がするんです。

そういう意味では、横断的なプロジェクトチームをつくって、どういうウォーキングについてのまちづくりをやるんかという、具体的な、きょうのウォーキングのまちづくり構想とか条例については、一切触れてないわけで、なかなかこれは難しいとは思いますが、例えば1年、2年じゃなくて、この長期総合計画は31年度なんですけども、長期総合計画の5次でもええですよ、それは。やっぱりそれに向けて、どういったウォーキングを通じてまちづくりをするかということが、私は大切なことじゃないかなと思います。

そこら辺について、御回答をお願いします。

○議長（川本英輔議員） 車地教育次長。

○教育次長（車地勝司君） お答えいたします。

議員さんおっしゃるように、縦割り組織云々ということでございますけれども、大きな目で見ますと、生涯学習課とか保険健康課とかいうことでございますが、大きく目を向けますと、坂町がやっているというような範疇でも捉えられるんじゃないかと思えます。

それと、御提案のプロジェクトチームをつくったらどうかということでございますけれども、平成20年から今のように「坂町ウォーキング」をやっている、それから「100万歩歩いて元気になろう会」等いろいろやっておりますけれども、このいろいろな取り組みを着実にやっていき、それでやっていく過程でまたいろいろ考えていくというような、今、状況でございますので、各々いろいろなイベント等一生懸命やっていくということが一番大事なことじゃないかと考えております。以上です。

○議長（川本英輔議員） 奥村議員。

○3番（奥村富士雄議員） 確かに答弁の中に、現在連携して行っている取り組みを確実にしていきたいと。継続事業というのはだんだんだんだんとすたれていく方向と、だんだんだんだんと発展していく方向とがあるんですね。今、「ようよう坂町ウォーキング」は、ちょうどこの2月で5年になりまして、定着しとるとはいうんですが、以前はもう二百何人とかいうのがあったんですが、多分ここの幹部の方もほとんどようようウォーキングに参加された方はいらっしゃらんのだらう思うんです。それだけにごく一部の方しかウォーキングに対しての関心がないというようなことが現状な

んです。

今、次長がいろいろと取り組みながら考えていきたいということなんですが、さっき言いましたように、船がどっちの方向に進むかという、進む方向がないと、いろいろ考えよったら、後ろへ行ったり前へ行ったりして、全然前進せんのではないかという気がするんです。

兵庫県に豊岡市というのがあって、私もウォーキングというのは大体意識して歩いて健康になろうというのがウォーキングの考え方というふうに自分は思っておるんですが、豊岡市は歩いて暮らすまちづくりというので、そのまちづくり構想とまちづくり条例をつくっとるんです。

ウォーキングというのは意識するという、歩いて暮らすというのは意識せずに通常なら歩きますよね。例えば歩いて買い物をする、歩いて病院に行く、それが実際に、坂町は非常に面積が狭いので、本当言うたら、道が狭いから車でなくても歩いていけば大概の用事は済むはずなんです。そうすると、ウォーキングというような大それた表現じゃなくて、歩いて暮らせるまち、とにかく車に乗らずに歩いていこうじゃないかと、歩いて買い物に行こうじゃないかと、歩いて駅に行こうじゃないかとか、歩いて病院に行こうじゃないかと、歩いて役場に行こうじゃないかと、そうすると車を運転せんでもええけ、エコにもつながるわけですよ。

そういう意味からすると、こういったまちづくりを目指していこう、エコでしかも健康になるようなまちづくりを目指していこう、そのためにこういうことをやっていったらええんじゃないかというようなことをせんと、ただ悠々健康ウォーキングを毎年やって、ことしは何人の参加者があるのか知らんですけども、1,000人ぐらいの人が町内外から来て、町内の人か1,000人とか2,000人とか歩きゃ別なんですけど、町外の方もたくさんいらっしゃるんじゃないかと思うんですが、そういう中で、やはりその方向性というものを定めるために、何かそういったものを決めて、そこに向けて進んでいく組織づくりというものが需要じゃないかというようなことで、今回の質問をしとるわけでございます。以上です。

~~~~~〇~~~~~

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩します。

（休憩 午前10時27分）

（再開 午前10時28分）

~~~~~〇~~~~~

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 質問をしていただいたんですけども、このウォーキングというのは、平成11年から少しずつ歩道を整備していくということで、国のウォーキングトレイル事業というのを導入して、少しずつ進めてきたわけですが、全体的に歩く方々もぼつぼつふえてくるということで、平成17年に健康増進ネットワーク事業ということで、それを町内で整理をしまして、今現在のような形でウォーキングトレイル、あるいは遊歩道、自然の道等々を整備をして今日に至っておるわけですが、その目的はあくまでも、全ての方が歩けといってもなかなか歩けない部分もあります。今現在も循環バスも導入していて、交通弱者の方にはそういうことも利用していただいておりますし、歩ける方が気軽に歩いて、歩くことによって、1人ではなく近所の方、あるいはそういう仲間と歩くことによってコミュニティーも醸成し、そういう中で心身ともに健康になっていくと、気軽に歩けるというような状況をつくりたいということで、これを進めてきたわけでありまして。

おっしゃるように、これが将来にわたって定着していき、みんなの思いが一つになれば、また強制するのではなく、自然体の中で、今おっしゃったような制度もつくっていただける可能性があるかと思っております。

現時点では実行委員会等の組織をしまして、町内の企業の方にも協賛をいただき、また企業の従業員の方にもウォーキング大会に参加をしていただき、むしろ横断的な実行委員会を組織して、去年は実施し、今回、2回目の大会も実施するようなことになっております。

これらをしっかり皆さんとともに協力しながら成長させていき、そういう中で、またいろいろなことを考えていければというふうに思っておりますので、そこらの点につきましてもひとつ御理解を賜ればというふうに思っております。以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 奥村議員。

○3番（奥村富士雄議員） 実際、町内でできるだけ歩くようにして、車を利用せんようにしよるんですけども、そうした中で、さっき言いましたように、ウォーキングは意識して歩くということで、ただ歩くのを目的と、例えば健康のために歩くとかいうのではなくて、さっき言いましたように、歩いて暮らせるということは、歩いて買い物ができる、歩いて病院に行けるという、町内は割とそういう面ではコンパクトタウン

なんです。そういう意味からすると、そういうものを推進していくということからすると、例えば、今、車が入らんから若い人たちが帰ってこない、空き家になつとるといふようなところがありますよね。結構あるわけです。後で何か議員の質問もあるようなんですが、そういうところを、例えばパークアンドライドという駐車場を駅前に設けて、車がそこまで来て、そこからJRとか電車に乗っていこうというようなパークアンドライドというのがあるんですが、パークアンドウォークという表現をして、例えば共同の駐車場を設けて、そこまで車で来て、そこからは車が入らんけども歩いていくというようなまちづくりをしたら、案外おもしろいんじゃないかなという気がするんです。そういうまちづくりの展開をしていけば、空き家も、逆に言うたら、空き家に住もうかと。空き家はもう単価も安いわけで、例えば買おうと思ったら安いし、家賃も安いわけですから、少々駐車料金を払っても、そっちのほうが安くつくと思うんで、だからパークアンドウォークというような表現をすれば、これも一つのウォーキングのまちづくりの推進になると思うんです。だからそういったいろんなまちづくりの方向性というのがあるんです。ただウォークして歩いて心身ともに健康になるだけじゃなしに、いろんなそういう経済効果もあるので、そこらをぜひ考えていただきたいというのが、本来の今回の質問なんです。

だから1年2年で成果が出てくるものじゃないんじゃないけども、やっぱり長期総合計画を10年のスパンで計画を立てるんで、ウォーキングのまちづくりも、やっぱり10年なら10年のスパンで計画を立てて、それに向かって、最終的にウォーキングの日本一の町をつくるんだという意気込みが、町長がもう6期目ですから、それぐらいの意気込みは持ってもええ思うんです。そこら辺の決意をちょっと聞かせてください。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 今の時点では、まだ平成22年に宣言をいたしまして、ウォーキング大会も今回2回目ということでもありますので、先ほど申しましたように、これをしっかり醸成をさせていくことが、今、議員がおっしゃったようなことにもつながってくるんだと思いますし、また、パークアンドウォークですか、今、そういう提案もありましたけども、例えば、水尻の人工海浜もパークアンドライドで、そういうふうに解放されています。だからそういう形で、使おうと思えばそういう箇所を使って、水尻から電車を利用して買い物にも行けますし、また通勤もできますし、あそこも500台の駐車ができるようになっております。ただ、夏の7月、8月のシーズンは海

水浴がありますので、パークアンドライドにはなりませんけども、それ以外の10カ月はそういう活用もできます。ここらもしっかり議員の皆さんと、そういうことがあれば議員の皆さんの御協力をいただきながら、町民の皆さんにも啓発していければというふうな思いは持っておりますので、これは町が幾ら先導してやりましても、やはり皆さんの協力があって、それを理解していただいて、初めてこれも実現できることだと思いますので、町のみならず議会の皆様、あるいは本日御出席の傍聴されておられる皆様方の、やはり声かけによりまして、そういうことがさらに大きく成長していければ、まさにおっしゃるとおりのようなことになろうと思いますので、そこらもひとつよろしく願いいたしたいと思います。

○議長（川本英輔議員） 奥村議員。

○3番（奥村富士雄議員） 今度、24日に行われる悠々ウオーキングの件なんですが、これが何かウオーキング宣言の町が目玉みたいになつとるような気がするんですが、1回目は非常に労力を要するんでしょうが、2回目以降は、そんなに言うちゃ悪いんですけどもと思うんですが、今、ことしは何人の参加者があるんかということと、今の時期が、その時期がいいのかどうか、ことしはもう無理なんで、来年度以降はちょっと検討していただきたいのは、時期が3月下旬が一番ええのかどうかというものをちょっと検証していただきたいというのは、実は先週の土曜日に四国の双海町という夕日がきれいなところが、JRの土手に菜の花を植えて、住人が植えて、すごいきれいなんです。それを見るために、菜の花ウオークというのをJRが企画しまして、実は3月3日に行われておるんです。詳しいことは知らんのですが、そういうふうに地域の特性を生かしたウオーキングといえ、3月24日というのは何もないんです。桜はまだ早いし、梅は遅いしということなんで、できたら坂町が、きのうの町長の施政方針でも梅を植えるというようなことがありましたので、梅の時期にやっぱりウオーキングをすれば、坂町をもっともっとPRできるんじゃないかと。たまたま2月に寒梅ウオークというのを悠々ウオーキングでやるんですが、横浜公園へ行くと、ええ、こういうようなところが坂にあったんですかのいうのが、坂町の人でも案外知らん人も多いし、それからもちろん町外の人も多いんです。そういう面からすると、やっぱり梅の時期にやるというのがええんじゃないかと。最初、2月というのは、ちょっと最近は時期が早いようなんで、3月の第1週ぐらいがちょうどええんじゃないかと思うんで、その時期ぐらいにすれば、梅を見るところというのは、結構平成ヶ浜もあるし、

横浜公演もあるし、頭部もあるし、小屋浦もあるし、町内随所にもあるので、やっぱりそれで坂町というのはすごいところなんだなというのをイメージづけるという意味からすれば、そういった時期に開催するのがベターじゃないかというふうに考えておりますが、いかがですか。

○議長（川本英輔議員） 車地教育次長。

○教育次長（車地勝司君） 先に、今、今回の第2回目の申し込み状況、けさ現在でございまして、総人員で940です。それで一応、町内町外別で、町内のほうが580程度と。それで町外が350程度というふうなことでございまして。まだ若干ふえるんじゃないかと考えております。参加申し込みについては以上でございまして、けれども、時期の問題でございまして、このウォーキング大会を開催するに当たり、時期についていろいろ検討しております。夏の暑い時期はちょっと難しいだろうということと、それから秋についてはかなり行事が詰まっております、あいたる日曜日がなかなかないという現状がございました。それから4月を越えますと、各地区の住民協の総会等、やっぱり行事がメジロ押しでございまして。議員さん御提案の梅の時期にどうかということについては、その日が何もないというようなことがあれば、また検討させていただきますけれども、この時期についても、いろいろ今からも検討いたしますし、それからウォーキングコースについても、また検討していかんといけないんじゃないかと考えておりますので、これについては実行委員会でよくよく検討して、時期、それからコース、それから今の配置人員等も、それから標識とかいうものもいろいろ検討してまいりますので、よろしく願いいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 4番柚木隆議員から「空き家対策はすぐやるべきである」の件を質問願います。

4番柚木議員。

○4番（柚木 喬議員） 「空き家対策はすぐやるべきである」の件で御質問します。

空き家対策は、第4次長期総合計画にすぐ追加すべきだと思います。6期目を担う町長として所信を改めてお聞きしたいと思います。

平成22年度からの10年間の計画である第4次長期総合計画の中において、空き家対策の必要性は、「空き家対策」という文言こそありませんが、施策の6本柱のうち4項目に盛り込まれておられます。

1つ目の柱「地域の基礎づくり」の中の「市街地の整備」、2つ目の柱「住環境づくり」の中の「住宅・住環境」と「定住施策の推進」、6つ目の柱「町民参加型協働のまちづくり」の町の皆様への要請と、そして7章として「3地区の地域別計画」におのおの盛られておられます。空き家対策テーマをなぜやろうとしないのか理由がわかりません。私が思うに、一言で表現すれば「古い町のまちづくりのためには、空き家対策により定住促進を図る」というテーマが全てだと思います。直近の議会答弁において、「個人の所有物は個人として適正に管理してください」や、空き家リストの作成も「プライバシーにかかわることから、行政として対応が困難である」とかたくなにこだわり続けられております。このまま見過ごすわけにはいきません。

ところで、1点目に、6期目の町長施策としてやるかやらないかの確認をしたいと思います。

2点目に、やる場合は個人情報にかかわらない部分の対応策はどのように考えているかを伺いたい。

3点目に、さきに横浜一部地区住民協要望書に基づき産業建設課の現地確認に立ち会った古民家の事案の件ですが、屋根が抜け、かわらが道路に落ちるひさしの長い構造で、危険きわまる倒壊寸前の持ち主不詳の廃屋の処理はどうか。以上、見解を伺いたいと思います。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「空き家対策はすぐやるべきである」の件についてお答えいたしますが、その前に古いまちづくりのためには空き家対策により住宅促進を図ることが全てというような質問がございましたけども、このことにつきましては、答弁は、古い町を活性化するためにはというふうな意味で答弁をさせていただきますので、御了承願いたいと思います。

本町は単独町制を維持し、自主・自立の行財政運営を図るための施策として、子育て支援住宅等の整備を行い、若い世代の定住化を促進をいたしております。

平成ヶ浜地区や坂東の一部地区では、新たな住宅も整備され、人口が増加しているものの、その他の地区では少子高齢化が進み、過疎化も懸念される状況でございます。

このような状況の中、第4次長期総合計画におきましては、地域間の格差を解消し、健全で均衡ある地域の発展を図り、「親から子へ、子から孫へ、歴史・文化・地域を守っていくことのできるまち」を構築をするため、県道坂小屋浦線の道路整備、横浜

地区などの海岸整備、堰堤を含む河川整備の三位一体の防災対策を実施し、防災面はもとより、民生の安定、若者の定住できる環境整備を行うことといたしております。

本町では、これまでも県道坂小屋浦線の整備、まちづくり交付金事業による道路整備、子育て支援住宅の整備、ウォーキングトレイルなどの21世紀健康増進公園ネットワークの整備、雨水排水対策を含む下水道の整備、町内循環バスの運行など、良好な住環境の整備に取り組んでまいりました。

こうした住環境の整備により、今後の若い世代の定住化が促進され、ひいては空き家対策につながるものと考えております。

御質問2点目の「個人情報にかかわらない部分の対応策」についてでございますが、基本的には建築物は個人の財産であり、所有者、居住の実態、建築物の状況など、個人情報に関することであり、慎重な対応が必要でございます。

御質問3点目の「横浜一部地区住民福祉協議会からの要望の廃屋の処理」につきましては、住民福祉協議会会長や地区役員さんと現地の状況を確認をいたしておりますが、建物が個人の所有物であることから、町が直接処理することは困難である旨の御説明をいたし、御理解をいただいているところでございます。

町といたしましては、お知らせできる必要最小限の情報を会長や役員さんにお伝えいたしており、そのような中で、住民福祉協議会が所有者などへ連絡をとると伺っております。御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 発言ですか。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩します。

（休憩 午前10時46分）

（再開 午前10時47分）

○議長（川本英輔議員） それでは休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 陰山総務部長から発言を求められておりますので、許可いたします。

陰山総務部長。

○総務部長（陰山譲治君） それでは許可をいただきましたので、確認と申しましょうか、質問と申しましょうか、少し議員さんのほうからお聞かせ願いたいと思います。

先ほど町長が答弁させていただきましたけれども、議員さん、これから何点か再質問をされると思いますので、その後の答弁をスムーズに行うためにも、ちょっと確認という意味でお聞かせをいただきたいと思います。

御質問の2点目に、もし空き家対策をやる場合には、個人情報にかかわらない部分の対応策はどう考えるかという質問をされておりますけれども、町長の答弁では、個人の財産であって、所有者、居住の実態、建築物の状態など、個人情報にかかわることでお答えをいたしましたけれども、議員さんがおっしゃいます、そのかかわらない部分の対応策という、かかわらないようなものが、そういった所有に至る物件とか構築物とか、そういった所有に属するものである以外に、何をそのようなかかわらないものということでおっしゃっておられるのか、そういったものがおありになればお考えをお教え願いたいというのが1点と、また、そういったものがもしあるとしたら、それをどのように扱ったらいいのかという、もし議員さんにそういったお考えがおありになれば、少し我々に御教示をまずはいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○4番（柚木 喬議員） 実は再質問の中でこの点は提案させていただきながらやる内容なんですけども、その1点目の件でございますけども、空き家対策というのは、私ども情報の中では二つあるかと思えます。二つというのは何かと云ったら、いわゆる空き家対策条例、まちづくり条例、要はできるだけ空き家をなくそうとする、みんなで協力してまちづくりをしていこうじゃないか、だから町民の皆さんが気をつけてやっていこうじゃないかと、少なくとも廃屋ですか、いわゆる10年たったら空き家が廃屋になっていくので、それを防ごうじゃないかというものが1点目でございます。それをつくったらどうかというのが実は私どもの提案でございます。

それで、今、個人情報云々で、ちょっと私、再質問しますけども、個人情報は次の段階で、空き家に、例えば空き家バンク等々をつくって、いわゆる不動産屋さんみたいなことをやるということが当然個人情報にかかわることなので、そちらのほうの2点目のほうは個人情報にかかわること、十分それは注意していかなきゃいけないんじゃないかなという考えを持っております。

それで2点目のほうの確認ですけど、今、1点目はそういう形で、私は空き家条例はまちづくり条例の一環であるというふうなことで考えておるんです。

それと2点目はどういうふうなことでしたか。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩いたします。

（休憩 午前10時51分）

（再開 午前10時52分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

○総務部長（陰山譲治君） おっしゃる意味が半分わかって、半分私もわからないところが実情なんでございますけれども、そのわかった部分でお答えさせてもらうことをお許し願いたいと思いますけれども、空き家対策条例、廃屋の撤廃という、そういった趣旨の中で条例の制定等が必要なんだと考えるというのは趣旨はわかるんでございますけれども、その空き家対策条例なるものを名実ともに実効のあるものにいたそうと思えば思うほど、町長が当初答弁をさせていただきましたように、個人の物件であります、財産でありますそういったものについては、所有者とか居住の実態、建物の状況などの中身ですね、そういったものを確認する必要があるということになれば、どうしてもそういった個人情報にかかわるものが、我々が考えておるのが全てであろうと、そういった情報が不可欠であろうと、そういったことが欠けているようなもので、個人情報にかかわらないもので、逆に条例を制定するということがどういったことなのかなと。実効のある対策が、果たして万が一そういった個人情報にかかわらない部分で条例をつくれるとも思いませんけれども、つくって、効果を持ってあろうとするときに、果たしてそれが実効のあるものででき得るのであろうかというのが、我々のほうでは逆に少し疑問といいたいまいしょうか、ちょっと非常に難しい問題ではないのかなという理解を考えております。以上です。

○議長（川本英輔議員） 4番柚木議員。

○4番（柚木 喬議員） 今のことも、実は再質問で持っているんですが、例えば、今、私が一般質問を出した後に、2月10日の中国新聞のニュースを見られたかと思えます。実はこれは中国地方の17市町が施行準備というふうな見出しでした。これがまさにまちづくり条例という、そういうふうな町民でつくるまちづくり条例だということなんです。その中身は、改修撤去を指導するものだ、それで管理不全状態をなくすんじゃないというふうなものです。それで、当然そこには結果に応じない場合は、公表し

たり、あるいは対処した費用を徴収するというようなものが盛り込まれておるんです。そこの中に、やっぱり全く個人情報がないかいうたら、一つの町として全体の捉え方をしないと、そういう条例ができていけないんじゃないかということを思います。一応内容の説明はそうなんですけど、それともう一つ情報として言っておきます。私が調べた範囲なんですけど、全国42市町村が空き家対策をしてるんですけども、例えば町は結果としてどういうふうなことをじゃあそれに対して行政措置をしているのというふうなことをちょっと調べました。実は、行政措置ですから、まちづくり条例をつくった後に、どのように言うことを聞かない人に対処していくかという意味なんですけども、その項目が7つぐらいありました。例えば調査する、勧告とか命令とか公表とか代執行とか、審議会にかけるとか、消防署や警察に協力するとかいう、7つのそういうふうないわゆる行政としての措置がございます。それもやはり要望をしていくというふうな趣旨のものです。確かに代執行というのは、もう最後にやることなんですけども、たまたまその中身を調べましたら、42市町村のうちの15件ぐらい、約30%がその代執行までをまちづくり条例の中に盛っているということがございました。私の調べる範囲ですけど、あくまでも町は何をするんかといったら、今言った7つのことをやっていって、空き家を防止していくというのが役目じゃないかと私は思っております。以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 中村企画財政部長。

○企画財政課長（中村政愛君） ちょっと休憩をお願いします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩します。

（休憩 午前10時56分）

（再開 午前10時57分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 中村企画財政課長。

○企画財政課長（中村政愛君） 先ほど議員がおっしゃった空き家対策条例のことでちょっとお尋ねしたいことがございます。

まず一点、まちづくり条例とよくおっしゃっておられましたが、この今おっしゃっている条例につきましては、老朽化した廃屋になりかねない条例を適正に管理すると

いう目的で条例をつくっておるものでございまして、町並みをどう保存するかとか、そういった部分に踏み込むまでの概念的なものではないものと我々は認識いたしておるところでございます。

また、最終的に、議員さんおっしゃいましたように、助言、勧告、措置、命令等々のさまざまな手続を踏まえた結果、最終的に行政代執行という方法をもって、その空き家、廃屋を撤去なりに至るといふようなことがこの条例の主な趣旨でございます。

ここの中で問題視されますのが、行政代執行ということになりますと、個人の財産を行政がかわりに執行して処分をします。そのかかった費用につきましては、その所有者から徴収するということとなっております。行政がやむなくそういった措置に出るといふことは、それまでの助言、指導、勧告等につきましては、所有者の方が協力していただけない、やむなく最後の最後の手段で行政がやるということになります。そのような方から代執行に要した費用を徴収することにつきましては、ほぼ困難であるといふようなのは想像にかたくないものを思っておりますが、それにつきましてはどのような徴収方法があるのか、また仮に取れなかった場合には、町民からお預かりした税金で個人が本来なすべき財産管理を肩がわりするということになってしまいます。その辺の不合理につきまして、どのような考えをお持ちなのかを御教示願いたいと思います。よろしくお願いたします。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○4番（柚木 喬議員） 最後の最後に行き着くところは代執行ということがありますが、あくまでもまちづくり条例はみんなが管理をしていこうで、空き家をなくしていこうで、廃屋まで行く過程で何とか個人の持ち主さんに喚起しようでといふような趣旨のものでして、要は管理不全状態を防止するということですから、私は今、全国のある一部の42市町村のうちの代執行は35%よといふのは、全てが全て代執行まで書いてないよといふようなことをお知らせただけです。極端に言えば、やっぱり全てその税金で代執行する撤去費用を出すなんていふのは、なかなか私も反対です。だからそれはもう反対です、そんなことなんて。だけど、代執行をするまでに、町がどうするかということをお願しているわけです、このまちづくり条例で。ただ、項目的に盛るのは、こういう行政措置のことを盛っていることが、全て条例の各項目になるんじゃないかなといふことで、今、お知らせしたわけです。あと、申しわけないけど、それ以上のことがなかなか行政的なことでわかりませんが、あくまでもデ

一タとしてお知らせしただけです。以上です。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 今、おっしゃられることは、条例に基づいて云々ということでもありますけども、やはり条例の上に法律というものがあるわけでありまして、これは全国的にそういうふうな悩みというのは各市町村持っておるわけでありまして、やはり国のほうでそういう法的な政令的なものを、今、おっしゃったような形に整えていただくことが、我々がそういうことを実施できることにもつながってくるんだと思います。

全国町村会でも、今のような案件をどうあるべきかということも議論いたしておりますが、今の問題はやはり坂町だけで考えて整理ができるようなことではないというふうに思っておりますので、そこらもひとつ御理解いただきますとともに、全国町村会を通じまして、今のような意見はこれからもしっかり述べていきたいと思っておりますので、ひとつ御理解をよろしくお願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○4番（柚木 喬議員） 再質問でいいですか。ちょっとよろしいですか。

実は今の空き家条例、いわゆるまちづくり条例みたいなものが、そういうことで、今、御説明しておるんですけど、片一方のいわゆる空き家バンクというふうなものがちょっと一般的に言われますけど、空き家になったものを定住促進のためにどう使うかというふうなこと、要はむしろ私が言う2点目のことなんですけど、ちょっとこのことについて質問させていただきます。

前回もちょっと申し上げましたけども、広島県内の23市町村のうちの17市町村が空き家バンクを運営されてます、自治体で。これ、ちょっとまたふえてるかもしれません。その17の中の内東広島市さんだけが2社の宅地建物建設業者、いわゆる不動産屋さんを入れてやっているんです。あとの16市町村は自治体独自で空き家バンクを運営されているんです。その趣旨というのは、むしろそれはもうまさに個人情報なんですけども、一応は登録制でももちろんやられているから、まあ何でもかんでも入らんさいよということじゃなくて、登録制ですから、いわゆる所有者の意志によって入るわけですから、その分は個人情報どうのこうのより不動産屋と一緒にですから、むしろ不動産屋と同じ業務形態をとっていると思われまして。だからそうしないと、全て情報が成り立たんわけですから、その分の潤滑油的な役目を一応各自治体はやっておら

れるわけですね。だからその中での個人情報ということが、ちょっと他の今の16の市町村、県内の市町村です、これがそういうことの問題点がないと思うんですけど、その辺の空き家バンクの運営についての個人情報の開示ということでちょっと伺いたいと思います。そのことで個人情報が、そんなこと言い出したら全然できんのじゃないかと、登録制じゃけんいいんじゃないかなと私は思っただけですけども、ちょっとそのことについて見解をお願いします。

○議長（川本英輔議員） 中村企画財政課長。

○企画財政課長（中村政愛君） お答えいたします。

議員さんおっしゃっておられる県内の各自治体を取り扱っている空き家バンクでございますが、この制度につきましては、不動産の取引がほとんど見込まれることなく、また、そういった不動産業者が余りほとんどいらっしゃらない地域において、よく活用されているものでございます。

この制度につきましては、所有者が売買、賃貸を決めた場合において、その情報を市町のホームページで物件の情報を公開するものです。したがって、市町のホームページに掲載するときには当然に情報は全て開示なされておられません。物件の内容だけでございます。市町の仕事というのは、そのホームページ情報を見て、借りたい、買いたい人から連絡があれば、お引き合わせをするところまでが空き家バンクの制度でございます。最終的には、そこから先は、市町は交渉事、契約というのは一切ノータッチです。関与いたしません。最終的にはその売りたい所有者と、借りたい人とが不動産業者さん、宅建業者さんに間にあっていただいて、売買契約なり賃貸借契約を結ぶというものでございます。

そういったところにつきまして、坂町におきましては、まずは所有者が賃貸なり、そこをやってみようかなと考えられたときには、不動産業者の方がたくさんいらっしゃいます、近隣に。役場へ相談するよりも先に専門業者のほうに御相談されるべきだと思います。たとえ役場へ御相談に来ていただいても、何も専門的なことはお答えすることができません。また、我々は不動産屋がやっておられるように、広告を出したりチラシを出したり、そのようなことは当然にできないということになります。ですから仮に空き家バンクをやったにしても、最後の最後は不動産業者さんとあなた方当事者同士でやってよ、坂町は一切知りませんからねということになるものですので、坂町内で決められた方は、不動産屋で御相談をされて、そういった通常取引で行う

のが適切であると考えております。以上です。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○4番（柚木 喬議員） ちょっと2点目の、今の、ちょっと私確認したのは、個人情報で、今の16市町村はどういうふうに行っているかという情報をちょっととられてやってもらいたいと私は思うんです。例えば潤滑油とかなんとかというのは私も知ってます、これは。ホームページを活用して、ホームページの中にはこういう部屋でここにあってこうじゃというのが、全部不動産屋的なものが出るわけですから、個人情報のことが何かどうしてひっかかるのかということが私は懸念事項で、今、確認をさせてもらったんです、むしろ。その潤滑油になるというのは大いに本当にやっていただきたいと思うんですけど、それもできないということ、今、おっしゃってるんですか。潤滑油というか、ホームページで出されることもできんじやろうというようなことをおっしゃってるんかどうかということと、個人情報の絡みをちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（川本英輔議員） 陰山総務部長。

○総務部長（陰山譲治君） お答えいたします。

先ほど中村企画財政課長がお答えした真意が伝わっていないのかなというちょっと疑問もあり、そういったものも含めてお答えさせていただければと思いますけれども、先ほど中村が答えましたのは、16、17の自治体におけます、そういった議員がおっしゃったような実態、これについては当然に所有者のほうから、市なり町なり自治体に対してそういった自分の売買なり賃貸なりという所有者の希望的なものに基づきまして、当然にそういった自治体がある程度の皆さんに公表しながら、そういったものを進めていく。ただし売買、賃貸について一切自治体は手を触れないよ、紹介だけなんだよということをやっているのは、そういった個人の申し出によりますから、当然公表されるべきものというのは百も承知の中でやっていることですから、個人の情報についての侵害はないということは当然でしょうけれども、そういったことをするにはするだけの、中村が申し上げたのは、地域的背景があるということ、申し上げたわけですから。そういった近隣になかなか不動産屋という一般的な仲介をいたす業者が身近なところにはいない、そういったものと比して、我が町については、町内にもそういった不動産業者の方もいらっしゃるし、近隣にはあまたのそういった業者もおられる。ですからそういった所有者が賃貸をしたい、売買をしたいというような希望的

なものが、もしそういった方がいらっしゃれば、それはおのずと必然としてそういった業者のところへ行かれて、そういった希望を述べられ、条件を述べられて売買なり賃貸なりに向かっていくというようなことが、身近にそういった地域環境によってある。ないようなところが、そういった自治体に何とかしてくれというような声とともにやっておられるということで理解をいたしております。従前にも、何年か前、こういった同様の御質問がございましたけれども、私が現実としてお答えしたのは、そういった問い合わせ等、御希望等が、坂町の場合は、今のところ私が知る限りでは1件もございませんというお答えを数年前させていただきました。それから1件あったのが、坂町に我が土地、家がもう要らなくなったからというのが、ある遠くの方でおられるんですけども、買って欲しくないかというような紹介は1件ございました。ただし土地の状況から、広さから見たときに、それは町が買うというような必然性も必要性も見受けられませんので、丁重なお断りをいたしましたけれども、一般の住民なり町内の所有者の方から、そういった御紹介なり依頼なりということはございませんし、繰り返しになりますけれども、そういった御希望のある方は、現実とすれば、町内の不動産業者、もしくは近隣の不動産の業者に御依頼になって、そういった希望をかなえられるというのが現実であるということで、先ほども申し上げたように、中村が言いたいのは、そういった地域性もあつてのことだと理解しておるということを重ねて申し上げて答弁とさせていただきます。

~~~~~〇~~~~~

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩します。

（休憩 午前11時10分）

（再開 午前11時12分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

~~~~~〇~~~~~

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○4番（柚木 喬議員） 最後に質問させてください。

今の御答弁いただいたこと、大いに事例を一応お出したんですけども、例えば東広島市では、民間の不動産業者を2社ここに入れてから、並んでやってるのかどうかかわからんですけど、そういうふうな事例もあつたり、23市町村のうちの17市町は市内も全部入ってるんですよ。北広島町とかさまざま、過疎地の町じゃないですよ、

これは。だからちょっとその辺の事例をお調べいただいて、うちは住んでいい町なんですよ。住みたい人が多いんですよ、市内からでも呉市からも。だからそういうようなことをやっていただいて、定住に何とか活用していただきたいと思います。

それで最後に、ちょっとこういうことを町長に向かって言うんですが、協働のまちづくりというふうないろいろと施策でやられてます。この1テーマにして、公助から共助ということですか、いわゆる町ばかりでやるんじゃないくて、みんなで協力しんさいというふうなことなんですけども、この中で空き家対策を実施して、あるいは住民協の方に空き家の状況を調べてもらうとか、あるいは相続人のアンケート調査はどうなんですかね、地縁、血縁強いわけですから、住民協の方が、強いわけですから、その辺をどこまでどうなんかとあるかと思うんですけども、その辺の協働のまちづくりということで、この一環を何とかしてもらいたいと思っておるんですけども、その辺の見解はいかがでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 協働のまちづくりというのは大変広い分野にわたると思います。

今、議員が御質問の件につきましては、総務部長あるいは企画財政課長が申しましたように、やはりいわゆる業界の方がたくさんいらっしゃるわけでありまして、そういう中で行政が全てにまた手を広げていくということも非常に問題があるかと思えます。そういう観点から、やはりそういう多くの業界の方々にしっかり坂町に目を向けていただくような対応はできますけども、そういうことになろうかと思えます。

また、きょうは小屋浦地区の住民の方もおいででございますけれども、先般、聞くところによりますと、小屋浦の地区の中でも、現に不動産業者が入られて、空き家、空き地を売買しながら新しい住民も徐々にではあるけれども住みついておられるというようなことも伺っております。

そしてまた何よりも、坂町は道路事情が非常に厳しいわけでありまして。やはりそういうことがしっかり解決できなければ、議員の御指摘のことも、思ってもなかなか前に進まないというようなこともあります。

これからもそういう観点から、まずはそういう状況になるような環境をつくっていくことが、私は重要であるというふうに思っております。そういう観点からも、そういうことにつきまして、一生懸命頑張っていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いたしたいと思えます。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩いたします。

再開は11時25分とします。

（休憩 午前11時16分）

（再開 午前11時26分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 7番姫宮五鈴議員から「就学援助制度の充実と一層の活用を」の件を質問願います。

7番姫宮議員。

○7番（姫宮五鈴議員） 「就学援助制度の充実と一層の活用を」の件について質問いたします。

私は平成18年6月の議会でこの制度の重要性を訴え、制度の維持存続を要請いたしました。しかし、現在の社会情勢は皆様も御承知のように深刻なデフレ不況が長引く中で、若年層は就職難と非正規雇用の拡大、中高年層へのリストラ攻勢など、勤労者の貧困と格差の拡大はとどまるところがありません。これが子供の社会にも影を落とし、今、問題となっている学校内でのいじめの遠因の一つにもなっていると指摘する声もあります。しかし、世の中がどうであれ、親の地位や経済力によって義務教育段階の子供たちに差別や苦痛を与えることは許されません。子供たちの心身の健やかな発達を願う立場からすれば、この制度は必要不可欠であり、その必要性は今後ますます増大するものと思われまます。近隣の自治体、例えば府中町におきましても、この問題に力を注いでおられると伺いました。

現在、マスコミ報道によりますと、政府は生活基準の切り下げを計画していると言われていますが、これは働く人々の最低保証賃金に影響を与えることはもちろんですが、準要保護者、保護世帯の児童・生徒への援助であるこの制度に波及してくることは避けられないと考えられます。このような情勢のもとで、町民の生活に密着した地方自治体として、町内の子供たちの健やかな成長のために、今後ともこの制度の充実と一層の活用を目指して、これまで増した御配慮と努力を要請いたします。

以上に関して町当局の見解をお伺いいたします。

○議長（川本英輔議員） 枝廣教育長。

○教育長（枝廣泰知君） 「就学援助制度の充実と一層の活用を」の件についてお答えいたします。

就学援助制度は市町村が生活保護を受給する要保護世帯の児童・生徒や、生活保護に準ずる程度に困窮している準要保護世帯の児童・生徒に対し、学用品費や学校給食費、修学旅行費などの義務教育にかかる費用の一部を給付する制度でございます。

生活保護世帯に対する就学援助費は国庫補助対象となっておりますが、準要保護世帯に対する就学援助費の国庫補助は、国の三位一体改革により平成17年度から廃止され、一般財源化されました。

本町におきましては、準要保護世帯に対する就学援助費の国庫補助が廃止された後も、義務教育の円滑な実施に資することを目的として、町費で準要保護世帯の児童・生徒に対する就学援助制度を継続して実施しております。

準要保護世帯の児童・生徒に対する就学援助制度につきましては、認定基準や給付内容について国レベルでの一律の基準は設けられておらず、制度の運用は市町村の裁量にゆだねられております。

このため、本町におきましては、準要保護世帯の児童・生徒に対する就学援助制度の認定基準は、平成16年度以前の国庫補助の認定基準と同様とし、また、給付の種類及び給付額につきましても、現行の要保護世帯の児童・生徒に対する就学援助費の国庫補助基準に準拠しており、必要な給付を行っていると考えております。

本町の小・中学校における児童・生徒の就学援助費の受給状況についてでございますが、平成24年度に就学援助費を受給している児童・生徒数は158名で、受給率は13.7%であり、5年前、平成19年度の受給率9.0%と比較すると4.7ポイント増加しております。

御質問の就学援助制度の充実についてでございますが、本町といたしましては、就学援助費を受給する児童・生徒数の増加や、これに伴う就学援助費の増額に伴い、財政的な負担が増大している状況の中、就学援助制度を維持しておりますが、今後は国の生活保護基準引き下げに伴う対策や、他市町の動向を見きわめながら、対応を検討してまいりたいと考えております。御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 7番 姫宮議員。

○7番（姫宮五鈴議員） 今の説明で、就学援助制度は維持してくださっておられるんですが、これから不景気になると、また、子供の補助を出していただく、今、158

名ですが、もっともっとふえてくると思いますので、どうかふえてもどうぞよろしく
お願いしたいことと、昔から日本には子宝という言葉がありますが、子供は親にとっ
て宝であると同時に、国や社会にとっても宝であります。特に現在のような少子化の
時代には、一層の公の支援が望まれます。教育事業、保育などに一層の御支援をお願
いしたいと思います。お願いします。

○議長（川本英輔議員） 答弁は要るんですか。

○7番（姫宮五鈴議員） 答弁をお願いします。

○議長（川本英輔議員） 答弁が要るような質問をお願いします。

○7番（姫宮五鈴議員） 答弁をお願いします。

○議長（川本英輔議員） 枝廣教育長。

○教育長（枝廣泰知君） 今、姫宮議員がおっしゃられたように、今、社会情勢は非常
に厳しい状況があらうかと思えます。各家庭で経済的な格差、これによって子供たち
が義務教育を十分受けられないということがないように、今後も教育委員会として頑
張ってまいりたいと思えます。どうぞよろしく願いいたします。

○7番（姫宮五鈴議員） ありがとうございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 1番中川ゆかり議員から「防犯灯の充実と防犯カメラ設置  
を」の件を質問願います。

中川議員。

○1番（中川ゆかり議員） 「防犯灯の充実と防犯カメラ設置を」の件についてお伺い  
いたします。

防犯対策は、町民が安全安心に暮らす上で重要であると思われれます。第4期長期総  
合計画では防犯体制の未然防止策として、防犯灯などの施設整備を推進し、地域の安  
全性を向上させる必要があると上げておられます。確かに、町内に設置されている外  
灯は蛍光灯からLED証明に取りかえられ、地域要望による新設も着々と行われてい  
ます。しかしながら、町内には、まだまだ外灯が必要な箇所が多く、充実している  
とは言えないのが現状だと考えます。

また、本年度の町長施政方針の防犯対策では、啓発活動の充実を図り、地域・警  
察・行政・関係団体等がそれぞれの役割を担い、協働して防犯活動を推進すると上げ  
ておられます。これらの推進に加え、各地域の危険と思われる箇所に、対策としても、

見守りとしても必要と思われる防犯カメラを設置し、より安心安全な住みよいまちづくりを目指していただきたい。

現在の取り組み状況や、具体的な推進計画等、町の見解をお伺いします。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「防犯灯の充実と防犯カメラ設置を」の件についてお答えいたします。

安全で安心して暮らせる社会の実現は、国民共通の願いでございますが、近年、全国的に地域住民に身近な犯罪が後を絶たず、まことに憂慮すべき状況でございます。

このような状況に歯どめをかけ、犯罪を減少させるためには、一人一人の防犯意識を高めるとともに、地域・警察・行政・関係団体等がそれぞれの役割分担の中で相互に連携して、犯罪の起こりにくい環境づくりを推進していくことが重要であると認識をいたしております。

このため、本町におきましては、犯罪発生状況の提供等の啓発活動、安全対策のための外灯整備や、公用車に青色回転灯を装着しての防犯パトロール等を行うとともに、地域におきましては「自分たちの身は自分たちで守る」という意識のもとに、各地区住民福祉協議会や坂町防犯組合による啓発活動の推進、各住民福祉協議会や広島安芸商工会坂支所を初め、PTA等によります自主防犯パトロール、青少年育成町民会議によります夏季の町内一斉夜間パトロール、子供の安全を見守る町内114カ所の子ども110番等が実施されております。

関係機関や関係者の方々には、これらの活動に町と連携して取り組んでいただいております。改めて感謝を申し上げます。

さらに、平成20年には広島県警察機動隊、平成21年には広島県警察学校が本町に開設されたことによりまして、犯罪の抑止効果とあわせて、町民の安全・安心の確保に大いに効果が上がっていると考えております。

このような取り組みの中で、平成20年から平成24年にかけて、本町の刑法犯罪総数は153件から95件に、そのうちの過半数を占める窃盗犯は116件から59件へと減少いたしており、これら取り組みの大きな成果の一つであると考えております。

御質問1点目の外灯につきましては、町が管理する道路に、平成25年1月末現在、水銀灯617基、LED及び蛍光灯1,232基を設置をいたしております。

また、道路新設時には、夜間の車両や歩行者の通行上の安全を図るため、必要な箇所に外灯を設置するなど、町が管理する道路はある程度の明るさを確保いたしているものと考えております。

このような状況の中で、各地区住民福祉協議会などからの外灯設置要望につきましては、現地の状況を調査し、今後も引き続き必要な箇所に外灯を整備してまいりたいと考えております。

御質問2点目の防犯カメラにつきましては、現在、町内における防犯カメラの設置状況は、公共施設、JR坂駅、商業施設、金融機関等で全体で33カ所に設置されており、犯罪の抑止効果に大いに寄与しているものと考えております。

今後の新たな防犯カメラの設置につきましては、町内の動向を注視しながら、状況や設置の必要性等を勘案し、引き続き検討してまいりたいと考えております。

今後とも町民の安全・安心の住みよいまちづくりのため、引き続き努力をしてまいります。御理解と御協力のほどよろしくお願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 中川議員。

○1番（中川ゆかり議員） 今回の担当にはなっていないんですが、まず最初に、平成25年度の教育行政方針の中にありました、各学校において今年度より緊急時一斉メールシステムを開始されるということなので、これは緊急時ですよ、その緊急時とはどういうことなのか、ちょっと教えていただきたいなと思います。

○議長（川本英輔議員） 中村学校教育課長。

○学校教育課長（中村輝彦君） 実は、昨年、町内小・中学校のPTAのほうから要望を受けまして、緊急時一斉メール配信システムを来年度から新たに導入することになっております。

この一斉メール配信システムにつきましては、昨今の携帯電話の普及状況等、また、近隣の市町の状況等も考慮いたしまして、導入を決めたものでございます。

これにつきましては、いろいろな不審者情報であるとか、去年、広島刑務所から受刑者が脱走したというような事件もありましたし、そういった緊急を要する対応が必要な場合に、学校側から保護者の方に一斉にメールを配信して、迅速な情報提供をして、迅速な対応をとっていただけるものというふうな期待をして、来年度から導入するものでございます。

○議長（川本英輔議員） 黒田民生部長。

○民政部長（黒田康也君） 補足させていただきます。

来年度から学校でそのような取り組みをするわけなのですが、保育所におきましても同様に、今と同じような趣旨で、あわせて取り組んでまいります。

○議長（川本英輔議員） 1 番中川議員。

○1 番（中川ゆかり議員） 今の内容を聞きまして、何かすごくうれしく思っております。といいますのは、先月ぐらいですか、保護者の方に、クラス全体で回ったのかどうかかわからないんですけど、横浜地区のある公園の近くで、やっぱり不審者に子供が声をかけられて、そのことがあったから気をつけてくださいよというメールが、やっぱり保護者の方に回ったみたいなんです。そういうことがあったので、この緊急時というのが、今、よく災害とかそういうことを言われているので、そういうことに当たるのかなというふうにちょっと思ったのでお聞きしました。

次に、答弁の中にあります防犯カメラの現在の設置状況が、公共施設、J R 駅、商業施設、金融機関等ですね。それで、公共施設の設置場所ですね、それをちょっと教えていただけたらと思います。

○議長（川本英輔議員） 黒田民生部長。

○民政部長（黒田康也君） お答えいたします。

防犯カメラの設置場所ということなのですが、商業施設とかいろいろな場所に設置されております。33カ所設置されておりますが、この防犯カメラというのは、それをどこにあるかということを知らせることによって、犯罪の抑止効果が減少することになります。こういうふうな結果が出ております。したがって、この場所につきましても、どこどこにあるということにつきましても、ここでは控えさせていただきます。

○議長（川本英輔議員） 1 番中川議員。

○1 番（中川ゆかり議員） 黒田部長の言われることがよくわかりました。理解いたしましたので、ありがとうございました。

それで、現在、防犯カメラがどこにあるかということがわからないので、次の質問がなかなか難しいんですが、今回、この質問をさせてもらうに当たって、やはり町民からの要望があって、ぜひこれを要望してほしいということがあったので、質問させてもらうことにしました。というのは、建物の中の防犯カメラじゃなくて、各地域に危険と思われるような皆さんの生活道というのがあるということなんです。それは昔



からもうずっとあそこの道は危ないよとか、ここは気をつけたほうがいいのかというようなことがささやかれておる場所が各地区にあると思うんです。その地区の生活道に防犯カメラをやっぱり設置してもらって、プライバシーが守れなくなるとかいう考えもありましたが、そういう議論がいろいろされながら、都会では犯罪者がそのことによって捕まったりとか、やっぱり行方不明になった老人が、ああ、じゃあこの線路は渡ってるんだとかいうようなことがわかったりするんじゃないかなと思うんですけど、そういうことについてはいかがでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 黒田民生部長。

○民政部長（黒田康也君） お答えいたします。

今、議員さんおっしゃられたようなことも含めまして、要は町内のそういうふうな状況を勘案しながら、そこにつけたほうがええ、つけたほうが悪い、それと一方的につけるわけにもいきません。今、おっしゃられたような問題も、プライバシーとかいろんな問題がございます。それらも勘案しながら、今後、必要な箇所等を検討しながら、今までもずっと検討してきて、このような町内33カ所あるわけなんですけど、そこらも検討しながら対応してまいりたいと考えております。

○議長（川本英輔議員） 1番中川議員。

○1番（中川ゆかり議員） 今の件に関しては、よろしく願いいたします。行政が町民を守るという意味でも、試行的にでもそういう生活道にお願いしたいと思います。最後のお願いはいいというふうに指導を受けたので。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 6番出下 孝議員から「多目的トイレに温水洗浄便座の設置を」の件を質問願います。

出下議員。

○6番（出下 孝議員） 「多目的トイレに温水洗浄便座の設置を」の件でお尋ねいたします。

本町では下水道が整備されたことで、生活排水の河川への排水がなくなり、蛍や川魚が住めるきれいな河川がよみがえり、また、トイレ等の汚水処理も整備され、生活環境の衛生面が大きく改善されてまいりました。

このような状況の中で、より快適な生活環境の実現のために、改善していただきたいことがあります。

現在では、家庭や民間施設のトイレには温水洗浄便座がほとんど完備されておりますが、町内の公共施設のトイレには設置されていないところが見受けられます。住民サービスの一環として、身体障害者や高齢者などが使用される公共施設の多目的トイレ等に、温水洗浄便座の設置をお願いいたします。

町のお考えをお伺いいたします。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「多目的トイレに温水洗浄便座の設置を」の件についてお答えをいたします。

現在、本町では、身体の障害のある方もない方も、誰もが家庭や住みなれた地域の中で、ともに生活がお送れるように、障害者福祉サービスの計画的な提供を進めており、これまで補装具給付事業、身体障害者自動車運転免許取得給付事業、身体障害者自動車改造費給付事業、重度身体障害者日常生活用具給付事業、福祉タクシー制度などの障害者福祉サービスを実施をいたしているところでございます。

今年度からは、さらに障害者、障害児、施設等通所交通費助成事業や、重度心身障害者医療費助成制度の医療費の軽減など、充実した障害者福祉サービスの提供を進めているところでございます。

御質問の「多目的トイレ温水洗浄便座の設置を」でございますが、町内の公共施設の多目的トイレへの温水洗浄便座の設置につきましては、これまで施設の状況やニーズ等を調査検討し、町立図書館、横浜ふれあいセンター、コミュニティーホールさか、坂町B&G海洋センター体育館の4施設の多目的トイレに温水洗浄便座を設置してきたところでございます。

今後も引き続き、身体に障害を持つ方や高齢者の方々が安心して施設を御利用できますよう、ニーズ等を把握しながら検討し、対応してまいりたいと考えております。御理解のほど、よろしくをお願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 6番出下議員。

○6番（出下 孝議員） 私が町内にあります小・中学校を除く公共施設9カ所を現地を確認してまいりました。そうしますと、先ほど答弁にありましたように、横浜公民館、それから海洋センター、それから図書館、さかコミュニティーセンター、ここには立派な衛生面も完備した立派なトイレが整備されておりました。残りの5つの施設、町民センター、役場の庁舎、本庁ですね、それから坂公民館、小屋浦公民館、保健セ

ンター、これは洋式便器はついておりますが、温水洗浄便座、これは正式名称で、一般的にはウォシュレットということをおも今回初めて知ったんですが、これについておりません。そういったことで、答弁書にはニーズを把握しながらというような答弁をいただきましたが、ぜひともこういったところには、最低1カ所、こういう階床があるところは、その階床ごとに1カ所、ぜひとも設置をお願いいたしたいと。

小・中学校については申し述べておりませんが、これは小・中学校には教職員のトイレとか、あるいは児童・生徒が使うトイレがありますが、ここら辺は町の答弁にあるようにニーズがわかりませんので、そこら辺はよくよく学校教育課等で調査していただきまして、できれば1カ所というのを設置を目標として、設置をお願いしたいと思います。町の答弁をお願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 黒田民生部長。

○民政部長（黒田康也君） お答えいたします。

先ほど町長の答弁もございましたが、ニーズが一番でございます。役場とか市民センターとか小屋浦ふれあいセンターとか、今、議員さんおっしゃられたように、まだついてないところがあります。そのあたりのニーズもいろいろ把握を、今、しているところでございまして、設置につきましては、今、前向きに検討しているところでございます。

○議長（川本英輔議員） 6番出下議員。

○6番（出下 孝議員） これ、洋式トイレにつきましては、電源を引っ張ってきて、ウォシュレット、二、三万でつくというような、低金いうちゃおかしいんですが、そう多額の費用を投入するというようなものでもありませんので、ニーズをというんじゃないに、私の要求は、1カ所は早急につけていただきたいということです。それ以降はニーズに沿ってやってもらいたいと思いますが、必ず1カ所を各階に設置していただきたいと思うんですが、早急に検討をお願いしたい。よろしく申し上げます。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 今、議員がおっしゃったことはよく理解できますので、予算の補正等も若干せないけん部分もあろうかと思っておりますけども、できるところは早急に対応してまいりたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

○6番（出下 孝議員） よろしく申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 午前中の会議はこの程度にとどめ、暫時休憩いたします。  
再開は、午後１時といたします。

（休憩 午前 11時59分）

（再開 午後 1時00分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 10番中 雅洋議員から「平成25年度町民のくらしがどう変わる」の件を質問願います。

10番中議員。

○10番（中 雅洋議員） 「平成25年度町民のくらしがどう変わる」の件について質問いたします。

平成25年度は吉田町長にとって、6期目を迎えた最初の予算編成であり、一つの節目となり得る年度の町長施政方針と予算編成であると受けとめております。

また、今回提出された平成25年度坂町一般会計の歳入歳出予算の総額は、それぞれ約57億円で、24年度当初予算より約7億円増の予算編成となっております。

さらに、歳出予算の詳細を見ると、目的別構成で総務費・民生費等が約27億円の48%、教育土木費が約17億円の30%、公債費・衛生費・消防費が約11億5千万円の18.5%で、性質別構成では、義務的経費が伸び率1.5%の23億6千万円、投資的経費が伸び率248.7%の約11億円となっており、継続性を要する事業やその関連事業の強化及び新規事業の導入等で構成された予算となっていると考えられます。

そうした中、平成25年度の町長施政方針には、継続性を要する事業やその関連事業の強化及び新規事業の導入等が多く述べられていますが、その中で特に「坂町の町並み及び住民のくらしの向上が期待できる平成25年度実施予定の新規のハード事業」について、予算額、目的、ねらい等もあわせて、町長の見解を具体的にお伺いしたい。以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「平成25年度坂町のくらしがどう変わる」の件につきましてお答えをいたします。

平成25年度予算につきましては、歳入では税収の増は期待できず、地方交付税も

不透明な状況にあり、歳出では社会保障関係経費の増が見込まれるなど、厳しい状況が続いております。

こうした中でも、小さくても光り、輝きのあるまちづくりを実現するため、本年度におきましては、主として次の諸事業を推進してまいります。

小規模特別養護老人ホーム整備事業につきましては、第5期介護保険事業計画に基づき、在宅において介護を受けることが困難な環境にある方も、住みなれた坂町で生活し続けていただくよう整備を図るもので、在宅支援サービスをあわせて整備いたし、本町の地域福祉拠点の一つとして位置づけることといたしております。

本年度は、施設整備及び開設準備に対する補助金1億6,340万円及び事業者選定委員会経費6万3千円を予算計上いたしております。

都市再生整備計画事業につきましては、坂地区まちづくり協議会から提案された「県道を骨格としたまちづくり」を推進するための道路を整備いたし、県道など幹線道路へ接続させ市街地の安全性や利便性の向上を図るもので、測量、設計、用地買収を実施するものでございます。本年度は7,061万6千円を予算計上いたしております。

(仮称) さか・なぎさ公園子どもの国の整備につきましては、広島県が管理をいたしておりますさか・なぎさ公園内の広場を有効活用し、坂町内の全ての子供が利用できる、子供専用の年齢に応じた遊具、休憩施設等を整備するものでございます。本年度は1億2,250万円を予算計上いたしております。

下水道施設長寿命化事業につきましては、浸水事故の未然防止及び将来にわたっての維持管理費の削減を図るため、浜宮ポンプ場の長寿命化工事を実施いたします。本年度は工事監理費600万円及び工事費6,880万円を予算計上いたしております。

(仮称) 町民交流センター整備事業につきましては、平成26年度前半の完成を目指して、昨年度から整備を進めており、災害時における坂地区の避難場所として位置づけ、地域住民の安全確保に努めるとともに、スポーツ・文化・コミュニティー活動なども対応できる施設として整備いたし、町民の交流拠点として活用をいたします。本年度は5億9,283万円を予算計上をいたしております。よろしく願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 10番中議員。

○10番（中 雅洋議員） 今回、町民のくらしがどう変わるということで質問させて

いただきましたで、最終的には新規事業、どんなのが今年度変わるんかねと。これに関しては事前に全協あたりで説明いただいておりますので、ある程度の概要はつかんでおりましたで、どういう回答になるかなと、ある程度予測できたんですが、5つほど主なハード的な事業、こういうものが変わってきますよということで、予算額、目的、ねらい、これもざっと含まれているというような答弁であったような気がいたします。この中で、形として変わっていくという捉え方をすると、この5つの中で都市再生整備計画事業、これも少し変わってくる。さか・なぎさ公園子どもの国、これが大きく変わってくる。あとが下水道あたり。小規模の特養の整備事業と町民交流センター事業、今年度では形がまず見えてこないということで、ちょっとこの3つの中から特に気になったのは、さか・なぎさ公園子どもの国、これでちょっと何点か、1点ぐらいかかわりがあるので、一、二点質問させていただきます。

まず、ちょっと皆さん御存じだろうと思うんですが、けさの中国新聞、ちょっとこの子どもの国を整備というのがぼんと出ておりました。多分皆さんも見られたんだろうと思うんですが、これで我々が説明いただいたもので、計画の中では、あずまや、多目的広場、駐車場などを整備する、ジャングルジム、大型遊具、それと管理人は置かない、プロポーザルでやり、13年度中のオープンを目指すというのがぼっと載っておったんですが、ちょっと個人的には何か議決した後、こんなのは載ったほうがいいんかなと個人的には思ったんですが、多分情報をとりにきて、新聞記者がぼんとういうふうに出したんだろうと思うんですが、マスコミ対応というんですか、そんなんも含めて、いいよこんな感じで載せてもという判断をされた理由というんですかね、私が思うのは、ちょっと後のほうがいいんかなと雰囲気的に思ったんです。この議決済んだ後がいいんかなと思ったんだけど、計画ではとあるから問題ないような気がするんですが、行政側としては、このタイミングで出るということに対してどういうふうに判断されて、まあいいよと、それをちょっとお聞きしたいんですが。

○議長（川本英輔議員） 三好都市計画課長。

○都市計画課長（三好修平君） お答えいたします。

このタイミングで発表させていただいたのは、以前、先ほど議員さんもおっしゃられたように、議員全協議会等で御説明させていただいた内容について述べさせていただいたものがほとんどでございます。ということで、予算も議員さんに配らせていただいた後で、そういったふうな手当てをするというような判断をしまして、このタイ

ミングで出させていただきます。以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 10番中議員。

○10番（中 雅洋議員） 了解いたしました。

あと、この新聞に出て、1億2,250万円だったかな、予算が、そんなので今からプロポーザルでざっと進めていくんですが、そのプロポーザルでこの業者を選定するときに、今、決まっていることがここに書いてあるジャングルジムとかすべり台、あずまや、多目的広場、こんなのを概略的につかんで、プロポーザルでいいのを出してきたところから業者を選定するという流れでいくわけですよ。こうしたときに、できればちょっと議会のほうにもこのタイミング、決めた後のタイミングとかいうあれで、しっかり我々が例えば町民に現時点で報告できることというのはどんな感じのといったら、まあこれぐらいのことしか今は言えませんね。行政側もそれ以上のことは今からちょっと提案を見てから判断するというスタンスだろうと思うんですが、その辺でやはり、今、議会のほうにも結構そういった情報を流してくれて進めておるんで、ぜひ小まめにというんですか、プロポーザルでここにしようと思う、最低その辺の段階では議会のほうに報告してもらって、少し議会のほうの意見も取り入れてもらうとかいうふうにちょっと進めてほしいなと思うんです。要はこれ、子どもの国、今年度でちょっと一番目玉かなと思うんです、住民に対して話ができる。高齢者の人には話は余り進められんのですが、若い人にとって楽しみなので、早くやっぱり我々も情報が欲しい、こんな形になるよというのが。その辺でちょっとじっくり進めていただきたいんですが、担当課のほうどうでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 三好都市計画課長。

○都市計画課長（三好修平君） お答えいたします。

この子どもの国の事業仕様でございますけども、新聞にも書いてありますが、プロポーザルということでありまして、これは専門業者のノウハウを最大限に生かしまして、子供の年齢層に合わせた遊具とか、休憩施設、あるいは運動施設等を提案させまして、その業者の責任施行によりまして工事を実施するというところで、提案型のプロポーザルを予定しております。

また、その提案していただいたものに対して、審査委員会等を設けまして、そこで専門の委員さんに防犯面とか安全面とか、そういったものを全て審査してもらいまして決定する方法となっております、そういうふうなことが施設の安全性の確保や利

便性の向上につながってくるものと考えておりますので、御理解のほどよろしく願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 10番中議員。

○10番（中 雅洋議員） 1億2,250万円、こういったものをしますという概要的なものですね、概略的なもので、今回、来とると。それに対して、我々は一応承認議決するんですから、本当はもう少し詳しくあって、議決に進めたかったんだけど、時期的なものもあったんで、あとは皆さんにお任せした領域があるので、小まめにちょっと情報をくださいよという意味合いからですから、ぜひしっかり情報をいただきたいと思います。

3点目、ちょっと違うんですが、これ、最後に小規模特別養護老人ホーム整備事業、これ、関心のある事業なんですけど、今の予定では3月に業者選定して決定していくという流れで進んだらよかったかなと思うんですけど、その辺の進捗状況、これをちょっと最後に説明いただきたい。現時点での進捗状況、これをお聞きいたします。

○議長（川本英輔議員） 佐々木保険健康課長。

○民生副部長兼保険健康課長（佐々木真哉君） お答えします。

公募につきましては、この11月から公募をしまして、2月末、先月末で公募を締め切ったところでございます。

現時点におきましては、現在、応募のあった事業者の書類につきまして、その書類のチェックをいたしておるところでございます。

今後の予定としましては、4月に選定委員会を開催しまして、その後、早い時期に業者の選定をいたしたいというふうに考えております。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 11番瀧野純敏議員から「町内高齢者への対応と配慮について聞く」の件を質問願います。

11番瀧野議員。

○11番（瀧野純敏君） 「町内高齢者への対応と配慮」についてお聞きいたします。

国においても、坂町においても、急激な高齢化社会に突入した現在、新体制で挑む吉田町政は、今後、高齢者に対しどのような対応と配慮を行っていくつもりなのか。第4次総合計画・町長施政方針、また、先般の選挙の演説でもいつも話の中で町長は親から子へ子から孫へとまちづくりの基本方針を述べてられるが、どこに主眼を置



いているのか。

今まで、国・町のため、40年、50年と働き支えてきた高齢者の方々、いつかは誰もなる親、また、高齢者、中でも元気な高齢者、この方々を大切にはできないのか、現在、高齢化の進んでいる地区の状況を把握し、高齢化社会のニーズに沿った施策に取り組む必要があるのではないか。町当局に伺います。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「町内高齢者への対応と配慮について聞く」の件について、お答えをいたします。

本町における高齢者率は年々増加し、平成18年の24.6%から平成24年には26.5%と2ポイント近くふえており、平成32年には30%を超えることが予測されております。

高齢化の急速な進展は、認知症高齢者やひとり暮らし高齢者世帯の増加などを加速させ、高齢者を取り巻くさまざまな課題を生じさせております。

このような課題を解決するため、介護保険事業計画と一体で高齢者福祉計画を策定するなどし、具体的な事業展開を図っているところでございます。

御質問の「現在高齢化の進んでいる地区の状況を把握し、高齢化社会のニーズに沿った施策に取り組む必要があるのではないか」でございますが、平成25年2月1日現在の地区別の高齢化率を見ますと、坂地区は22.3%、横浜地区は28.7%、小屋浦地区は35.9%と、地区により高齢化の状況は異なっており、また、地区内でも住民福祉協議会の地域単位でその状況は異なっているところでございます。

このような中で、高齢者の皆様が元気で住みなれた地域で安心して暮らし続けていただくことができるよう、地域間格差の解消と均衡ある地域の発展を図り、安全・安心なまちづくり、住環境づくりを行うため、県道坂小屋浦線の道路整備、横浜地区などの海岸整備、堰堤を含む河川整備の三位一体の防災対策を実施いたしているところでございます。

また、介護基盤の整備を図るため、今年度より認知症高齢者グループホームを開設し、加えて平成26年度までに小規模特別養護老人ホームを設置することといたしております。

さらには、敬老会の開催、ふれあいサロンの実施、老人クラブへの助成、筋力アップ教室や元氣いきいき教室などの介護予防教室の実施、ひとり暮らし高齢者のための

緊急通報装置や配食サービス、高齢者肺炎球菌ワクチン接種の助成、町内循環バスの運行など、さまざまな事業を展開し、高齢者福祉の充実に取り組んでいるところでございます。

また、公助とあわせ、行政と町民が役割分担を行い、一体となって物事に取り組む「共助」も非常に重要であることから、関係機関や地域全体で高齢者の方々を気にかかけ、見守り、声をかけ合い、支え合っている支援体制の構築を目指し、昨年度から避難訓練を実施したほか、「坂町高齢者安心見守りネットワーク」を立ち上げ、今後、災害時における要援護者避難支援制度を地域の皆様とともに築いていくことといたしております。

引き続き、高齢化社会のニーズを的確に把握し、高齢者の皆様が安心して地域で生活していただける社会の実現を目指し、積極的にこれらの施策に取り組んでまいり所存でございます。御理解、御協力のほどよろしくお願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 11番瀧野議員。

○11番（瀧野純敏君） 確かに町長が言われるとおり、今までやってきております。ですが、中で、町長もこの間言うように20年も過ぎた、また新しい1期として考えるというつもりだったんで、この町長の施政方針の中にも、いつまでたってもようけ違わんと、これ、あるんですよ。それで、このたびこの話を出したのは何かというと、23年度の議員出るときに、2回目に出るときに、マニフェストの中に、この問題も出しておったんです。広報にも出しました。お年寄りが安心して住み続けられる町をつくると。その問題があるので、もう2年過ぎたんで、この問題出しました。今までに確かに行政が出してくれたいろんな公助の面から見たニーズに合ったいろんなものを、さっきも言うように出してくれています。町のウオーキング、またふれあいサロン、いろんな施策もつくってもらっております。ただ、不思議なことに、ふれあいに行っても、老人会に行っても、今、老人というのは元気な老人の中でも、積極的な人、ほんまに何%なんです。その人があっちへ行ってもこっちへ行っても顔をのぞけます。だけど依然として、実をいうたら私みたいな内気な人間がおるわけなんです。そしたらどこへも行けずに、元気でいるんだけど行けん。そしたら、彼らのニーズはどこにあるか。まず、買い物が楽しみなんです。それももう70歳を過ぎるどころか75を過ぎて、うえになってくるとどうしても買い物がまず一番の楽しみ。ゲートボールとかグラウンドボール、いろんな方がおられます。だけど、大半の方は買い物にも行き

たいんです。衣料品も買いたい、食料品も買いたい、そのまず足がない。私ら時々あ  
あやって、バスをこもうせえやとかいろんなことを言います。だけどそれすら依然と  
して出してくれるんか思ったら、中でも何を言うとかいうたら、依然として15年  
にバスが通りました。こうじゃなくて、ここらはもうとおの昔に、私ここへ回答文を  
全部同じことを書かずに、ちっとはここの中で何かをつくりますと、今度、前回言っ  
たように500万円が足らんのなら、駅に立ってでも私が寄附を集めますというたよ  
うに、せっかくもう1期新しく出た町長の意向としては、その辺まで進めてもらいた  
い。それを町長どうするつもりか、一遍聞かせてください。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 今のいわゆる交通手段の話が出たわけでございますけども、こ  
れまでも循環バス等でも答弁をいたしておるわけでございますけれども、例えば、  
これまでもバスを今の循環バスが入れない地域については、地域住民協単位でNPO  
のようなものをつくっていただいて、皆さんで協力をしながら、そういう交通弱者の  
皆さんを地域でフォローできることはできないかというような御相談もさせていただ  
いた地域もございます。そのためには、例えばガソリン代とか若干の費用は町のほう  
で負担をさせていただきますし、また、利用される方からも、これは無料というのは、  
受益を受ける以上はあってはならんことですので、100円でも200円でもいわゆ  
る徴収をさせていただきますながら、そういうふうないわゆる共助ですね、これも共助の  
一端でございますけれども、そういうことができないかというようなことは、地域に  
よっては御相談させてもらったこともございます。議員さんにもぜひともそういう観  
点からも認識をしていただきまして、地域の中でそういうムードをつくっていただく  
ことが、一つは今のようなことの解消にもつながってくるんだと思いますし、また、  
物理的に考えても、今のバスでは全地域は網羅できんわけでありまして、そしてまた  
その地域ごとに小さいバスを、8人乗りとかぐらいのバスを、マイクロを導入しまし  
ても、これ、費用が今度についていかんわけですね、経費が。そこらをどうするかと  
いうこともやはり真剣に考えていかないと、今の町の状況を考えても大変なことにな  
るといふふうに私は今のところ感じております。これ、ずっとこれから、例えば1年  
とか2年でそれが終わるといふのであれば、これはまた別でございますけれども、長  
期的にそれが続くわけであって、常にそれだけの財源は必要性あるわけであり  
まして、今も循環バスで1千万円の赤字が出ておりますけども、ここらもやはりそれ

がどんだんどんだん続いていけば、何とか方法を考えていかないけんということにもなろうかと思うんですが、今、私が言えることは、要するに行政と地域がやはりお互いにできることを協力しながらやっていって、その中で行政も補填することはしっかりしていきながら、地域と行政が一体となって、そういう今のような事業に取り組んでいくということが、これから一番私は大切なことになってくるんだと思います。

そういう観点から、ぜひともそういうことを、また重ねて申すようでございますけども、一緒に考えていただければということが、私の現時点の答弁でございます。

○議長（川本英輔議員） 11番瀧野議員。

○11番（瀧野純敏君） 確かにそれははっきり言ってそのとおりだと思います。だけど、今言うように、私が議員出るときから、自助、共助、公助、確かに公助でやっていく、けど今はここの中でも、60に、今度、もう卒業され、我々と一緒の方がおられます。だから自助を扱うにしても、まず60歳になるときから、長過の不況で、みんなに対して、あんたたちが自助でどこまで元気ですか、その人らにどんだんどんだんアピールしていったんです。その人らが会社をやめて家に帰ってきても、どこに帰ってきても、その説明をしておいたら共助にも移っていくんです。今のところ、おたくらがやりよるの何かというたら公助あんたらやれやいうて、そうじゃなくて、もう今から20年、ここにデータがありますけど、もう25年先に、もう15年先に、高齢者の今おる団塊の世代が過ぎて、次の世代がもう明確に出ておるんです、坂町では。そういうことになれば、今すぐじゃなくても、私がいうのは今すぐの高齢者も可愛がっちゃってくれ、けどそれから先に行くためには、町長が言うように、自助が共助に行くためには、宣伝もしっかりしてやってもらわにゃいけんのです。そうすれば今の高齢者にしても元気なうちに、わしも5年たったら65になるのか、10年たったら70になるのか、それじゃあ考えにゃいけんよ、その自分の心持ちが持てるんです。それをただ公助なるまでにおたくらでやれいうんより、もう一度、町からそういう発進もするべきだと思うんです。

それからこのたびのやけども、これも蛇足ですけど、小屋浦なんかそうでしょ。坂町があって、2月9日の新聞社説に、広島県の生活、インフラの一番の最低の言葉で書かれても、それは小屋浦の人、気の毒ですよ。けどそれがあるの何かいうたら、やはり町長のこの辺はいいかもしれない。けど私が言うに、指の5本の指、この先、

この先、この先、この先、それは何があろうとも、ここがつなげる。それから今、いろんな車が高齢者の援助で行きよりますよね、デイケアが。あの車が入るのでも、やはり目の前まで行けるのがいいですよ。そのためにも、それに生かすため、それを連れてくる地域地域、横でもそうです。横いうたら、こうやって、今、何%というて町長出しておるけど、それではなくて、横一部に行ったら、一部の下のほうは、そこは平均からしたら、横もこの平成ヶ浜の向こうを入れるから年齢が下がっているだけなんです。横一部、鯛尾へ行ってみんさい、小屋浦行ってもそう、中村、それから勿条、上条いっても依然として高い高率なんです。だから今もいいけど、今もせにゃいけんけど、まず町長、今からあなたも10年も20年もやるんなら、先のことをもうちょっと、高齢者に対する先のことを一遍心にとめてもらいたい点が町長に聞きたいです。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 今、言われることで、坂地区においてはまちづくり協議会のほうからもいろいろ提案をいただきまして、予算措置もしていただきまして、県道とのいわゆるリンクさす町道も少しずつ整備いたしておるところでありまして、ただ、これを例えば3年とか5年以内でやれと言われても、財源がないわけですね、これは。だから少しずつ、いわゆる身の丈に合った、地に足のついたやはり行政施策を着実に滞ることなく進めていくことが、私は一番近道だと思いますし、先ほども申しましたことにつきましても、これまでもある地域などはそういう提案をさせてもらいましたけども、今度、住民協の総会等でも出席させてもらうようなことがあれば、あるいはまた、ひょっとしたら25年度は町政懇談会等も住民福祉協議会のほうにお願いして、もしそれが受け入れていただければ、そういう機会にそういう話も、いわゆる交通の便の不便な地域においては、そういう話もさせていただくことはやぶさかではありませんので、そういう機会を通じて、私からもそういうことを啓発をさせていただきますが、議員の皆様にも、そういうことを御理解いただきまして、財源とうまくマッチするような最善の策を一緒に考えていきたいというふうに考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 11番瀧野議員。

○11番（瀧野純敏君） そこまでしてくれるというので安心しました。

まず、もう一つ言っておきたいのは、やはり高齢者が住みたいのはどこか。ついの住みか、最終的には住みかに住みたいんです。そしたら一生懸命働いて、ここで建て

た家、それでそこに孫子までが住んでくれりゃ一番いいんじゃないんだけど、やはりその住みか、このたび、住宅リフォームまで出してもらったから、それは今からはなるかもしれません。これをこの1年じゃなくて、ずっと続けていって、今からの高齢者が少しの金でも寝やすく、私に言わせれば、家というのは、初めのうちは、町長や皆さんのときには40坪、50坪でいいですよ。ですけどもう70を過ぎたら、事実的には宣伝であったように15坪でええ。だから今、リフォームであるのは2階があれば2階を取っ払う。300万あったら2階を取っ払って1階にしてしまう。そして近い家で短くして、それから電灯もテンパールを3つぐらいにして、水道の口も二つ、三つにしてやっていくのは、完全に自営で電気代が安い、水道代が安い、そういう問題があるんですよ。そういう問題も、やはり今からは、町としても行政としても、その辺まで、大きな家ばかりにおっても、1人か2人しかおらん、かわいそうになって見ると、2階の部屋は全部ごみため、床の間もごみため、ふろと便所とその一間だけでおるんですよ。あとは皆、そういう家が多くなるんだから、その辺も町も今度からは考えて、高齢者がこれだけふえてきたときには、そういう住みか、それをついの住みかで安心して、今言うように共助に頼り、それまでは自助で足りなければ共助に頼って、みんなが坂町で我々、私、子供のときにはみんな家で死にやつたんです。ただ、今は家で死なれんよ。どうしてかといったら家で死んだらすぐに警察が来るんですよ。そのためにも、やはり家庭にも便宜を図り、それも家庭いうても坂もようけおらんのですから、1万3,000人はとても面倒見れん。だけどその面倒を見る中の少しだけでも行政を目を当ててもらえる、そういう行政をとってもらいたいと思うんですが、ひとつよろしくお願いします。一言だけ町長、それ返答して。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 今も私以下担当課も含め、全職員で、今おっしゃったようなことについては、あらん限りの努力はいたしておるところでございます。

まず一例を挙げてみますと、例えば高齢者と申しましょうか、65歳以上の方に対して、1人当たりの補助金、これも坂町は広島県内の23市町でトップでございます。そういうふうな努力は一応いたしております。そういうものをいかに地域の中で、いわゆる地域の住民とうまく活用いたしていきながら、元気な地域をつくっていただけるようになるかというのが一つの課題だと思いますので、先ほど申しましたように、今後も一生懸命頑張って、我々もあらん限りの力を出して、また財源的にもいろいろ

な工夫をして取り組んでいきたいと思いますが、ただ、行政だけではなかなかこれ動かんのだらうと思うんです。やはり地域と二人三脚、議会と行政が一緒になってやっぱりいかんと、町もなかなかできないわけであって、それと同じようなことで、これからも地域住民の方々の御意見をしっかりと受けとめながら、できる限りの対応努力をしてまいりたいと考えますので、どうぞそこらを御理解いただきたいと思います。

~~~~~〇~~~~~

○議長（川本英輔議員） 3番奥村富士雄議員から「行政と町民が一体となって取り組む「共助」とは」の件を質問願います。

3番奥村議員。

○3番（奥村富士雄議員） 「行政と町民が一体となって取り組む「共助」とは」の件について質問いたします。

6期目を迎えた町長の施政方針には、新しい決意のようなものがあると期待しましたが、一部の新規事業を除いては、前年とほとんど同じような文章です。方針ですから、毎年ころころ変わるのもどうかと思いますが、6期目の中で何を重点で取り組んでいくかという決意がわかりにくい方針でした。

その中で、今回、初めて登場したのが、行政の「公助」に頼るだけでなく、行政と町民が役割分担を行い、一体となって物事に取り組む「共助」が重要であると考えておりますという文言です。

昨年度にも町民と行政とが協働のまちづくりを推進するとなっておりますが、今回、特に前段で「公助」に頼るだけでなく、「共助」が重要とされた趣旨は、具体的に町民にどうしてほしいのか、町長のお考えをお伺いしたい。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「行政と町民が一体となって取り組む「共助」とは」の件につきまして、お答えをいたします。

本町におきましては、均衡ある地域の発展、自立可能な地域の構築を図ることが重要であると考えており、町民と行政がそれぞれの立場から地域の発展をどのように図るべきかを考え、まちづくりの目標を共有し、互いに協力しながら、自主・自立のまちづくりに取り組めるよう、各地区住民福祉協議会等と連携を図り、協働のまちづくりを推進をいたしております。

平成25年度予算におきましては、歳入では税収の増は期待できず、地方交付税も

不透明な状況にあり、歳出では社会保障関係経費の増が見込まれるなど、厳しい状況が続いております。

これまでも職員数の削減や事務事業の見直しなどに取り組んでまいりましたが、このような厳しい財政状況の中で、身の丈に合った自主・自立の行財政運営と一層の行財政改革を進めてまいります。

しかしながら、行政需要の質は高くなり、量も増加している状況の中で、その需要にこたえるための財源等にも限りがございます。

このような状況から、行政の「公助」に頼るだけではなく、行政と町民が役割分担を行い、一体となって物事に取り組む「共助」が重要であるものと考えております。

具体的には、平成23年度に実施いたしました避難訓練では、行政と町民が一体となって訓練に取り組みました。本年度に実施いたします訓練においては、さらなる体制の充実、強化に努めてまいります。

また、災害時要援護者避難支援制度、高齢者安心見守りネットワークなど、地域と一体となった取り組みを進めており、御協力をお願いいたしております。

誰もが支え合いの精神に立ち、個人でできることは個人で、地域でできることは地域で行い、受益と負担を考慮していただくなど、さまざまな案件に際して「共助」の考え方が重要であるものと考えております。御理解のほどよろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 3番奥村議員。

○3番（奥村富士雄議員） 「共助」が重要であるからこの質問をしとるわけでございまして、くしくも安倍総理が施政方針演説でこういうふうに言ったんです。初めにのところで、共助や公助の精神は単にかわいそうな人を救うことではありません。懸命に生きる人同士が苦楽をともにする仲間だからこそ何かあれば助け合う、そのような精神であると考えますというのが、くしくも施政方針で出ておるんです。私はそういう意味からして、何もその公助だけでなしに、共助の必要性を感じておるから、それじゃあ共助するために、お互いに生きる人間同士がともの仲間であるから共助が必要だというふうに書いてあるわけです。そういう中で、それじゃあ一体どういうふうに町民は動いたらいいのかと。町長の施政方針に出ておるのは、常に出ておるのが住民協との連携なんです。住民協は住民で組織した団体ではあるんですけども、町民一人一人とは違うんです。団体なんです。だから、共助を住民協だけに依存するならい

いんですけども、そうじゃなくて、自分も住民協の事務局をやってみて、やっぱり住民協の組織というものは役員が動き、一部の人間だけなんです。大半の人たちはやっぱり住民協の活動に参加してないというのがほとんどなんです。その中で、それじゃあ全員を、全体を動かそうとすると、どういうふうにしていくかというものをやっぱり考えていかないけんと思うんです。それで、私、町長の施政方針の中身を見て、住民協との協力じゃなくて、住民協は連携なんですよね。町民は協力をお願いしておると。多分協力部分が共助じゃないかなというふうに考えてみたら、この施政方針の中で、例えばごみの減量化の問題、清掃活動の問題、美しいまちづくりの問題、それから環境保全の問題、災害に強いまちづくりの問題、それから災害時支え合うまちづくり、協働しての防犯活動等が書いてあるわけなんです。

私が聞きたいのは、それじゃあそれを具体的に町民はどのような動きをしたらいいのか、どのような働きかけをしたらいいのかというのを、住民協経由でもええんだけど、最近、住民協経由があるから住民協の会長さん非常に負担がふえておるわけなんですけど、そうじゃなくて、直接町民に訴えて、こういうことをしてほしい、例えばごみの減量化なら、ごみの減量化でそれをじゃあ1割カットしようじゃないかと。1年間、皆さん、1割カットしようじゃないかと、2割カットしようじゃないかと、そういう目標を設定するとか、町民が動きやすい、あるいは共助しやすいような具体的な事例を述べてほしいということなんです。そこら辺のお考えはどうでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 考えとかいろいろ言われるわけでございますけど、現にそういうことを地域の中で考えていただくように、例えばさっきも言いましたように、避難訓練も平成23年からスタートさせていただいたんですけど、そこはやはりそういう共助、地域におられる方がお互いの顔を知り、お互いを改めて認識し合いながら、困ったときには地域で協力をしながら、助け合いながら、何事にも対応していくんだということが、まさにその原点だと思うんです。そういう形で既にそういうものがスタートしておるんだと思います。ただ、口でああしなさい、こうしなさいというのではなく、やはり行政の役割と地域の役割、住民の役割をしっかりとお互いに認識をしながら、先ほど申しましたように、行政と住民、地域が二人三脚で一体となってやっていく、そういう一つの芽を少しずつ少しずつ、型ではなしに少しずつ自然体で成長させていくということが、私は最も重要なことであるというふうに感じておりま

す。そのことがまた長続きがする一つの地域のきずな、ぬくもりにつながってくるんだというふうにも思っておりますので、これからもそういう意味合いで、例えばああしなさい、こうしなさいというのではなしに、先ほど申しましたように、本当に自然体でそういう思いを地域の中で育ていけるようなことを、地域住民、また議会の皆様とも一緒になって、あるいは学校もあるかも知りません、例えば中学校の部活動にも力を、今、入れております。それはなぜかと言いますと、部活の中でみんなが同じ苦しみをして、同じ目標に向かって、そりゃ強い人、弱い人もおるかも知らんけれども、一緒になって、その目的達成のために志をしっかりと立てて、それを実行するために、あるいは実現するために、一生懸命になっていく、これが将来にわたって、そういう共助にも大きくつながってくるわけでありまして、そういうあらゆる機会を通じて、何遍も言うんですけど、自然体の形でそういうことを醸成していくということが長続きにもつながりまして、極めて重要なことだということで、そういうことを皆さんと一緒に、あらゆる角度から進めていくことが大切であり、そういうことをこれからも私自身も求めていきたいというふうに考えております。

○議長（川本英輔議員） 3番奥村議員。

○3番（奥村富士雄議員） せんいうんじゃなくて、していこうとする中で、やり方がわからんというのが、例えば10人の中で、行政のほうが専門的な知識なりあるいは技術なりを持っておられるということがあると思うんです。そういう中で、住民としてこういうことがやりたいということも、なかなか声として、役や何かしておられる方から出るんだけど、一般の人からはなかなか出にくい点もあるわけで、さっきの例えばごみの減量化の問題にして、ごみを減量化しようといったって、どういうふうにしてええんやらわからんので、それじゃあこういう形で1割減量しましょうとかいうような、そういう具体的な指導というか、あるいは提案というか、そういうものは必要じゃないかなと思います。

それから、今の美しいまちづくりにしても、今、ウォーキング道の周辺について、例えばこういうふうにごみを植えたならどうなんだろうとかいうような提案なり投げかけというのは、やっぱり住民一人がやるというのは、なかなか勇気の要ることなんです。だから、それは専門的に、あるいはよそをいろいろ視察されて、こういう町があって、ウォーキングの道路のへりには花が植えてあるんじゃないけども、坂をそういうふうにしたらええんじゃないかなというようにもつぶやきやええと思うんです、つ

ぶやけば。だからそういうことに気づいて、中には気づいて行動に移してくれる人もおる思うんです。それがないから、それじゃあごみを減らしましょうといったってなかなか減らんわけですよ。だからそういうところを、私は町長ほかここにいらっしゃる幹部がリーダーシップを持って、やっぱり自分たちが思っておるまちづくりのために、町民に対して投げかけるというような努力の必要性があるんじゃないかという気がするんです。

町長の施政方針を見ても、より具体的なものがないんです。ハードの事業はあるんじゃないけども、そこら辺でのそういう具体的な事例がないので、私はそれをやるのが部課長以下、あるいは職員だろうと思うんですけども、それをじゃあ町民にどういう形で投げかけていくかというものは、やっぱり今後考えていかないけん問題じゃないかと。特に共助いうものは、これから本当、共助、自助というものは、やっぱり必要になってくると思うんです。そういう中でどういうふうにしていったらいいのかというのがなかなかわかりにくいのが現状なわけで、そこら辺をもう少し踏み込んだ形で取り組んでいただくために、御答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 先ほどからもるお話しさせていただいておりますが、またそういう機会、住民協の総会とか、あるいは住民単位の文化活動とか、体育活動とかにもお招きをいただくことが多々ございます。そういう中で、今でも私は一応住民福祉協議会から御要望等を受けるときには、地域の中の住民協単位の忌憚のない御要望、御意見をいただいておりますというふうに認識いたしております。そのために、そのことが実現できるように、職員と一丸となって、あらゆるそういう工夫をしながら、その実現に向かって邁進しておるところでございますが、そういう御疑念があるようでございましたら、今後もそういう機会を通じて、地区内のいわゆる要望、あるいは、これ、困っておるとかというようなことをさらによくよく町のほうにも御指摘いただければ、対応してまいるとかというようなことも、しっかりまたこれからも機会あるごとに、私からも、また職員のほうにもそういうことをしっかりと発言をさせていくようにしていきたいと思っております。

ただ、いつも申しますように、先ほどから申しておりますように、財源が非常に、そうは言いましても厳しいものがありまして、それをずっと継続していくというのは非常に厳しいところがあるので、またこれが堂々めぐりで最初の答弁に戻るわけでご

ございますけど、あくまでも自然体というものを考慮しながら、そしてまた行政と町民、議会、あらゆる団体と二人三脚で、これからも実現するために、余り無理のない範囲での対応をしていきたいと思っておりますので、どうぞそこらは御理解いただきたいと思います。

○議長（川本英輔議員） 奥村議員。

○3番（奥村富士雄議員） ありがとうございます。

さっきも言いましたように、住民協というのは一つの組織であって、坂は割と住民協に入っておる人が多いわけですし、新しい町やなんかは住民協というような組織に入らんとところが多いわけなんですけど、先ほども住民協の要望については、実現に向けて努力ということは、これは評価しておるんですが、住民協に入っていないとか、住民協は余り知らんという新しい人たちも含めて、知らん人たちが、やっぱり要望を言っていくところが、本当は住民協に言えばいいんですが、住民協に何か言いにくいというようなときに、直接的に言えるようなところがやっぱり欲しいというような気もするし、それから町民一人一人がということと、町長の施政方針にも町民と、さっき協力をというようなことがあったので、住民協と行政がという協力というのはないので、この中には典型だけであって、だから町民一人一人の問題としたら、町民にやっぱり訴えていくということは、今後、必要じゃないかと思うんです。さっきのようにやっぱり言い続けること、自然体だけでもよいことは言い続ける、あるいはこういう美しい町をつくらうということだけでも、美しい町をつくるためにはこういうことをやっていこうじゃないかというのを常に言い続けると、それに賛同してくれる人が出てくると思うんです。だからそういう意味で言うと、そういうことをできたら町長ほか幹部の人たちも、やっぱり具体的な目標数字を持って取り組んでほしいと思うわけです。そういうことでないと、町自体は変わらんと思っています。だからいわゆるそういう組織だけでなしに、住民というのは町民一人一人ですから、町民一人一人に対して、町がいかにアプローチしていくかということが大切じゃないかと思っております。そこら辺をもう一遍、ちょっと最後ですから、よろしく。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） やはりそういうことで、我々も一生懸命努力は当然してまいるわけですが、今、約1万5千弱の人口がおるわけでありまして、それを100名の体制で対応していかなければならないということになると、ある程度、やはり

地域、あるいは昔で言えば行政区みたいなのがありましたけれども、そういうふうな地域単位で対応せざるを得ないというところもあろうかと思えます。当然、今、おっしゃったように、住民協に入らないとか、あるいはそういう方も若干町内にもいらっしゃるといふことも伺っております。ここらはどういうふうに対応すればいいかというのは、またこれからも考えていかなければならない問題だと思いますが、ただ、真摯に受けとめられることと、それから時には本当にいわゆる無理なことといひましようか、そういうことも時にはあることもありますので、そこらもしっかり対応しながらやっていきたいと思えます。いずれにいたしましても、我々も全力で、町民がやはり主役でございますので、それをまとめるのは地区住民福祉協議会であります。そこらは当然大切なものであります。それがそういう組織、町民がおられるからこの町もあるわけでありまして、そこらも踏まえて、とにかくしっかり皆さんの声に少しでも近づけられるように、我々は常にそういう行政で対応しておるわけでございますけれども、さらに一層そういう面での強化をしながら、前進をしていきたいと思えますので、そこらはぜひとも御理解いただくと同時に、逆に御協力を賜れば大変ありがたいと思えます。よろしく願いいたします。

~~~~~〇~~~~~

4番 柚木 喬議員から「特定健康診査受診率を上げる施策の件」を質問願います。

○議長（川本英輔議員） 4番 柚木議員。

○4番（柚木 喬議員） 「特定健康診査受診率を上げる施策の件」で質問いたします。

国庫医療費の削減について、前回の定例会に引き続き質問いたします。今までの質疑の流れは、厚労省より平成20年4月から国保加入者に対し特定健康診査を受けるよう医療保険者である坂町に義務づけされたが、本町では平成24年度に受診率を65%とする目標を立てました。前回の定例会において、平成23年度の実績が19%であり、平成24年度の具体的な目標数値を求めましたが、全国平均地域差指数である「1.14未満とする」との回答で、特に解きほぐされていないと思えます。具体的な目標数値がなぜ重要かと申しますと、高齢化する町民の健康増進のためと、右肩上がりの医療費の抑制のために、行政が町民に呼びかけて、一体となって乗り越えていかなければならない最大のテーマであるからでございます。高齢化の成り行き任せで保険料の値上げになっていくのか、今のうちに受診率を上げて医療費の抑制、健康増進策を打っていくのか、選択肢は一つでございます。後者の選択は余地のないと

ころでございませう。町民の健康増進のためにも、喫緊の対策を打つようお願ひしたい。ところで、特に下記の点について伺いたいと思ひます。

1点目に、24年度の特定健診受診率は最終何%になりますか。2点目に、22年度からの特定健診に係る予算執行率の推移はどうでしょうか。3点目に、25年度予算において、医療費分析業務として95万円予算計上いただきました。これはデータ処理能力として被保険者分約2,500人余りのレセプト処理能力があると思ひますが、今ある手元データは23年度480人分、まさに19%しかございませぬ。残り2,000人のデータ取得のための住民勧奨方法について、今後、どう対策を打つのか見解を伺ひます。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「特定健康診査受診率を上げる施策」の件について、お答えをいたします。

本町の国民健康保険事業は、高齢者の加入割合が高く、医療機関を受診しやすい環境にあることなどから、一人当たりの医療費が高水準となっている一方で、高齢化や経済の低成長などにより、保険税収は年々減少傾向にあり、厳しい財政運営を強いられております。

このため、被保険者の健康と長寿を確保しつつ、医療費の伸び率を抑制することを目的に、生活習慣病を中心とした疾病予防に重点を置き、さまざまな事業を展開をいたしてあり、その一つといたしまして、生活習慣病に関する特定健康診査及び保健指導を実施いたしているところでございませう。

御質問1点目、「24年度特定健診受診率は最終何%になるか」の件につきましては、現時点で把握している人数は、対象者数2,530人に対し、受診者数が498人となっており、受診率は19.7%となっております。

御質問2点目、「22年度からの特定健診に係る予算執行率の推移」の件につきましては、平成22年度は予算額447万6千円に対し、執行額371万9千円余りで、予算執行率は83.1%、平成23年度は予算額438万1千円に対し、執行額398万円余りで、予算執行率は90.8%となっております。

御質問3点目、「手元データは480人で、残り2,000人のデータ取得のための住民勧奨方法について今後どう対策を打つのか」の件につきましては、平成25年度当初予算に計上いたしました医療費分析業務は、特定健診データと医療機関を受診

された際のレセプトデータを組み合わせて分析するもので、特定健診を受診されていない方や、特定健診の対象となっていない45歳未満の方については、医療機関受診の際のレセプトデータを用いることから、データ取得の問題はございません。

しかしながら、特定健診の受診率向上は喫緊の課題であり、今後とも未受診者への受診勧奨に力を入れていく必要があると考えております。

このため、来年度は、効果のある電話による受診勧奨について、勧奨を行う日数や曜日等を工夫し、できるだけ多くの未受診者に電話勧奨を行ってまいります。御理解、御協力のほどよろしくお願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 4番柚木議員。

○4番（柚木 喬議員） ちょっと答弁いただいた内容で、数字の確認がございます。

実を言えば、23年度までの受診率は19%台で、今回も19.7になるということは伺いました。その後の執行率、私が思うのは、補正が入った後じゃなくて、当初予算の執行率はどうなんだろうかという見解を伺うんですが、何でじゃあ当初予算かといったら、医療費を下げるために予防策を打つわけですから、当然、当初のこういう計画をするときにこれがかかるよということだと思うんです。基本的にはそういう基本計画というか当初予算から発生すれば、私の分析では、実を言えば当初予算から22年度が53%、23年度が57%、24年度が60%ということの分析してみえられるけど、これは捉え方がいろいろ違うとは思いますが、私の感覚では、当初予算からやはりこういう予防費は立てるべきであるんじゃないかというふうなことを思うんですけども、そういうことの見解はこれは間違ってますか。ちょっとその辺の部署の方、予防費用ということで、そういう取り扱いをしたほうがいいんじゃないかと思うんですけども、見解をお願いします。

○議長（川本英輔議員） 佐々木保険健康課長。

○民生副部長兼保険健康課長（佐々木真哉君） お答えします。

御質問が予算執行率ということでございましたので、通常、予算執行率といいますと、最終予算に対する執行額、いわゆる実績額を言うものですから、最終の補正額からの執行率を答弁させていただきました。

議員のおっしゃるところは、当初計画と最終の実績との差ということでございまして、議員がおっしゃったとおり、当初計画予算から行きますと、最終の実績額は約50%台になっております。

当初計画というのは、行政側の意気込みというものもございまして、今年度はこれだけということで立てたものがございますけど、ちなみに平成23年度は受診率35%を目標に立てておったところですが、実際は20%程度になったということでございます。

○議長（川本英輔議員） 4番柚木議員。

○4番（柚木 喬議員） ごめんさい。質問の仕方が悪かったと思います。そういう趣旨で私も言ったつもりなんですけど、予算執行率はまさにそういうことだと思います。

それからちょっと核心的なことを聞くんですけど、今回の特定健診受診事業費というのは予防費ですよ。それで、その分の予算立ての件でちょっと聞きたいんですけど、例えば国保の中の、いわゆる10億円の中の何%ぐらいが一番予防費に与えられるべきじゃないかということを中心に聞きたいんです。というのは、うちの場合は、いわゆる保険給付がどんどんふえてます。それに対して予防費で何か対処しなきゃ、保険給付がどんどんふえていくんですね。実を言えば保険給付、お医者にかかった費用、あるいは薬代ですけど、これ、22年から23年までは5千万円上がっているんです。それから23年から24年度までは約5千万円、4,900万円までずっと上がっているんです。いわゆる右肩上がりなんです。それに対して、高齢化もいろいろとあるかと思うんですけど、予防費でこういうふうに抑えていかんといけない。それがふえないかもしれんし、半分で済んだかもしれんのやけど、それが予防費だと思うんです。いわゆる、今、現実に特定健診等事業費だと思います。

それでちょっと情報としてですけど、ある町で11億円の国保予算で、1,800万円この予防費に上げているところがあるんです。これはまさに1.6%あるんです。うちはどうかといたら、0.3ぐらいで、約5倍の差があるんです。

それで聞きたいのが、この予防費の予算の立て方、これはどういう根拠に基づいてやるのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（川本英輔議員） 佐々木保険健康課長。

○民生副部長兼保険健康課長（佐々木真哉君） 予防費の予算なんですけれども、今回の特定健康診査もそうなんですけど、その目的というのは、先ほど町長の答弁にもあったとおり、生活習慣病の予防ということでございます。生活習慣病の予防のために、特定健康診査をただけではこれは予防にならないのであって、特定健康診査をすることによって、生活習慣病になりそうな方を把握することが目的でございまして、今



度はその生活習慣病になりそうな方に対して、運動習慣あるいは食生活改善を施して、初めて疾病予防になって、医療費が抑制されるということでございます。

ですから、特定健康診査というのは、疾病予防のいわゆる一つのツールにすぎないわけで、それ自体が目的ではございません。

今回、予防策としましては、直接そういう方々に働きかけるために、運動教室を開催しておるところでございますし、あるいは健康教室を開催しております。それらの経費というのは、前年度の実績に基づきまして予算立てをしております。こういったところにどんどんそういう予備軍の方が来られれば、その予算というのはふやしていくことにはなろうかと思えますけれども、現状ではいわゆる必要な経費、実績に基づく予算しか組めていないということでございます。

○議長（川本英輔議員） 4番 柚木議員。

○4番（柚木 喬議員） 次に、具体的な勧奨方法、まさにこの2千名の方にどのようにしていただいてデータ取得するかということで伺います。

私もいろいろと新聞情報のデータをとっておるんで一応参考にしてください。電話ではとてもじゃないけど受診率は上がらんと思います。

これはちょっと御提案なり情報ということで聞いてください。近隣市町の状況をちょっと申し上げます。新聞情報です。

広島市は電話・はがき作戦で受診率は思うように上がっていないという情報があります。呉市では出張車両を拡充する、要は検診車をふやして集団検診を行うみたいなことを言ってるんです。それで海田町は安芸地区医師会との協力とか、安芸商工会と連携してから受診率を上げるというようなことを言っておられます。福山市は臨時職員を6人雇って電話作戦を行う、夜かけるとかそういうことをやる。三原市は市内の39医療機関に市職員が出向いて、通院患者に健診の依頼をするということを書かれており、府中市は日曜日に健診を設置する。いろいろとあの手この手でやらんと、受診率はきっと上がらんのじゃないかと思うので、その辺の本町における挽回策、何かありましたら教えてください。

○議長（川本英輔議員） 佐々木保険健康課長。

○民生副部長兼保険健康課長（佐々木真哉君） お答えします。

まず、受診勧奨についてですが、本年度につきましては、従来、1人でやっておったのを2人にふやしておるところです。さらに来年度につきましては、町職員みずか

ら休みの日に出ましての勧奨というのも計画しておるところでございます。

実際の健康診断なんですけれども、これまで日数、曜日等を順次見直してきたところございまして、土曜日の実施も行っておるところでございます。来年度につきましては、従来、春5日、秋4日の計9日間だったのを、秋を1日ふやして計10日間の日数増にすることを考えております。また、曜日につきましても、これまで土曜日は春、秋、両方やっておったんですが、日曜日の実施、あるいは月曜日が定休日の方もいらっしゃる、自営業の方ですね、ということでもありますので、月曜の実施というのをおわせて考えていくことを検討しております。

○議長（川本英輔議員） 4番柚木議員。

○4番（柚木 喬議員） 最後の質問をさせてください。

受診率を上げないと入れるデータがありませんので、ぜひとも65%、50%、65%というのを目指してやっていただきたいと思います。

それから最後に、今、25年度予算で95万円のデータ分析予算をとっていただきました。やっとな追いついたわけでございますけれども、出た情報を保健師の方が今後歩いていただいて、いわゆる健康指導とかジェネリックの云々とかいうようなことに動きをされるわけですけども、現状においての今後の対応をということをおつと伺わさせていただきます。

○議長（川本英輔議員） 佐々木保険健康課長。

○民生副部長兼保険健康課長（佐々木真哉君） お答えします。

今回のデータ分析につきましては、国保の被保険者約3,300人のデータを健康診断以外の医療機関で実際受診されたレセプトデータからも取得しまして、これを細かく分析するための経費でございます。この分析によって、生活習慣病予備軍の方というのを正確に把握することを考えております。

今年度の事業につきましてはそこまでなんですけど、今後、このデータを生かしまして、その予備軍に対して保健師等専門家によるアプローチをしまして、生活習慣を変えていただく、運動をしていただく、食事療法をしていただくという次の事業の展開に移っていくということをお、今、考えております。

○議長（川本英輔議員） いいですか。

○4番（柚木 喬議員） はい。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 4番柚木 喬議員から「地域間格差の解消」についての件を質問願います。

柚木議員。

○4番（柚木 喬議員） 「地域間格差の解消」についての件で御質問します。

無投票6選を果たされた後の1月24日、中国新聞のインタビューの見出しで、「町内の地域間格差を解消し3世代の住民が定住できるまちづくり」を公約の柱に掲げられ、また、このたびの25年度の施政方針の中にも地域間格差解消を明記されておられます。また、4年前の1月22日の中国新聞にも「地域間格差解消に全力」と抱負を語られております。

つきましては、一つ目に伺いたいののが、本町における地域間格差とは何か、本町においては、坂、横浜、小屋浦と3地区ございます。そのおのおのの地区・地域の状況を対象としているのかどうか、格差の指標数値は何か、数値がどうなれば地域間格差の解消になったと言えるのか、基本的な見解を伺いたいと思います。

二つ目に、今までの4年間の実績はどうだったのか、25年度の方針の重点課題は何かを伺いたい。

三つ目に、坂地区における「県道坂小屋浦線の推進は中心部と南部をつなぐことで地域間格差解消の命綱である」と新聞コメントされておられますが、動脈をつくることで若者が定住できる環境整備で地域間格差の軸になることは異論はございませんが、坂地区の一部住民から、県道坂小屋浦線ができるまでずっと待つのかという問い合わせをいただくこともございます。

また、横浜地区、小屋浦地区の住民も、若者が定住できる環境整備を望んでおり、対策を待ちわびていると思われませんが、この町民要望に対する町長の見解を伺いたいと思います。以上です。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「地域間格差の解消について」の件について、お答えをいたします。

本町は単独町制を維持し、自主・自立の行財政運営を図るための施策として、子育て支援住宅等の整備を行い、若い世代の定住化を促進いたしております。

御質問1点目の「地域間の格差とは何か」についてでございますが、町内には平成ヶ浜地区や坂東の一部地区のように、若い世代が定住し、人口が増加している地域と、

少子高齢化が進み、人口が減少している地域がございます。このことが地域間の格差であると認識いたしております。

格差の指標に関しましては、数値化は困難ではございますが、若い世代の定住化が進み人口が増加することによって、各地域の高齢化率が下がることが格差の解消につながるものと考えております。

今後の若い世代の定住化を促進するためには、道路等の基盤整備が不可欠であると認識をいたしており、県道の整備及び県道を骨格としたまちづくりにより、地権者の皆様の限られた利用形態であった土地の有効活用につながることで、ひいては宅地化等の幅広い活用が可能となり、そのことが若者の定住化促進に資するものと考えております。

御質問2点目の「今までの4年間の実績及び平成25年度の重点課題」についてでございますが、これまでも県道坂小屋浦線の整備、まちづくり交付金事業による道路整備、子育て支援住宅の整備、ウォーキングトレイルなどの21世紀健康増進公園ネットワークの整備、雨水排水対策を含む下水道の整備、町内循環バスの運行など、良好な住環境の整備に取り組んでまいりました。

県道坂小屋浦線は本町のまちづくりにとって必要不可欠な道路であることから、関係地権者を初め、多くの方々に御理解をいただき、現在、1工区の用地買収を進めており、引き続き道路用地を確保し、建設工事着手に向け、広島県とともに事業を推進をしてまいります。

また、坂地区まちづくり協議会から提案をいただいた道路整備などのまちづくり方針の実現に向け、1期計画を実施いたしました。引き続き2期計画として、都市再生整備計画事業を導入し、良好な住環境を支える生活道の整備及び県道坂小屋浦線とのアクセス向上のための新設道路などを整備してまいります。

御質問3点目の「若い世代が定住できる住環境」についてでございますが、地域間の格差の解消と均衡ある地域の発展を図り、「親から子へ、子から孫へ、歴史、文化、地域を守っていくことのできるまち」を構築するため、県道坂小屋浦線の道路整備、横浜地区などの海岸整備、堰堤を含む河川整備の三位一体の防災対策を実施し、防災面はもとより、民生の安定、若者の定住できる環境整備を行ってまいります。

今後とも町民と行政が地域の発展をどのように図るべきかを真剣に考え、目標を共有し、一体となって活力のあるまちづくりを進めてまいりたいと考えております。御

理解、御協力のほどよろしくお願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 4番柚木議員。

○4番（柚木 喬議員） 二、三点質問させてください。

私、ここにいろいろと施政方針の資料を伺ってみて、環境整備というのと、何か地域間格差というようなものは、やっぱりほぼ似通っているものがありますけど、二つに分かれているような気がしまして、こういうふうな質問をするんですが、要は環境整備といたら、今、地域に住んでいる人の防災上とか、町長が言われました民生の安定とかいうことで、環境整備での守りの策だと私は思ったんです、環境整備というのは。

それで、若者の環境整備というのは、いわゆる定住策で、前向きな引きつけるような施策ということで、それが地域間格差みたいな言い方のもの、それがないと若者は環境整備だけでは住んでくれんと私は思って、そういうような考え方をしているんですけども、むしろ若者とやっぱり従来住んでいる方のことが絡んで、地域間格差をなくすというのは大いに賛成ですけど、その考え方の切りかえをちょっとこういうふうにするようにしてみたんですが、見解をちょっといただけませんか。

何かといたら、環境整備と地域間格差というものの使い分けというものを、ちょっと教えてください。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 使い分けではありませんけども、両方とも関連いたしておると思います。先ほども少しお話をさせていただきましたが、若い人たちが住みつくためには、やはり道路の整備とかそういうものが、そういう環境をつくってあげないと、なかなか住みついてもらえないと思います。例えば、この平成ヶ浜を見てください。新しい開発地です。そういう環境インフラを含めた環境整備が整っております。だからここに住宅ができると、いわゆる賃貸住宅であろうと分譲住宅であろうとすぐ売れるんです。これが一つ物語っておると思います。それと同じ考えなんです。やはりそういう環境をまずはつくってあげないと、誰も住まんと思うんです。

例えば無医地区、実際あるとします。一方ではある程度お医者さんの充実されておる町があるとします。どっちに住むかといいますと、やはりそういうお医者さんが充実しておる町のほうへ誰もが住みたがるわけです。それと同じ原理でお話をさせてもらっておると、あるいはそういう方針を立てておるということでございまして、そこ

らはしっかり御理解いただきたいと思います。

○議長（川本英輔議員） 4番柚木議員。

○4番（柚木 喬議員） ちょっと指標、数字ということで基本的な見解を伺いたいんですが、私らが勝手に人口とか世帯数とか道路が広がったとかいうような例えば数字があれば、いわゆる地域間格差がなくなったよと言えるんじゃないかと思っておるんですけども、その三つに尽きると思うんです。いわゆる公園ができたとかいうのがあるかもしれんけど、その地域における人口、世帯数と、それから道路整備、道路が広がったとかいうようなことです。そういう数字がもしあれば、その指標になるかとは思いますが、現にちょっと統計を出しますと、4年前ということと、人口と世帯数の、私が独自に調査した内容ですけども、本町18地区ありまして、6地区がいわゆる新市街地、平成ヶ浜を中心とする、森浜地区を中心とする市街地なんです。あと3分の2が旧市街地なんです。この分の人口を比較してみました。それは平成20年の8月と24年の8月の比較でございますけども、これで結論的に言えるのが、旧市街地においては1年に115人減ってるんです。世帯数で57世帯減ってるんです。だから、町長が言われた新しいほうと古いほうの分け方ということを言われたので、そういうのが適当と思うんですけども、同時にこの過疎化の深刻性があると思うんです。

三つ目に言った道路の整備とか何かというのは、私はデータが全くございませんので、そういうふうな指標というので、何かこういうふうにつくられて、つくるという必要があるのかどうかはわかりませんが、私はそういうふうにして、格差の指標はそのように設定されているんですが、その辺はどのように、何か建設的な意見ございますか。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩します。

（休憩 午後2時29分）

（再開 午後2時30分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 今まさに、そういうことを実施しておる段階であります。

ちなみに道路のことはよくわからんということをおっしゃいましたので、蛇足でございませうけど私のほうからちょっと説明させてもらいますけれども、この県道あるいはまちづくり協議会から提案されました町道の関係でございませうけれども、特に県道につきましては平成20年10月14日に、坂町長議会の総合調査特別委員会で県道坂小屋浦線についてということいろいろと議会の皆さんとも議論をさせていただきました。そして平成20年11月17日には、県道坂小屋浦線についての意見交換という、議会の皆さんと1回目の意見交換をさせていただき、さらには平成20年12月16日には、またこれにつきましては2回目の意見交換をさせていただきまして、議会の皆様からも全会一致でこの事業を進めるべきだという整理をさせていただきまして、それをもとに平成20年12月25日には、議会のほうから坂町の住民協の会長会議のほうへ図っていただきまして、そして住民協の会長会議はもう全員でこの事業を推進することが坂町の発展につながるのだという意志の統一をさせていただきまして、そのもとに平成21年2月9日に、議会の議長さんを初め関係者の皆さん、住民協の会長さんを初め役員の皆様、それからさらには消防団長さんも含め、もちろん私も町のほうから出席しまして、県の担当幹部の皆さんのほうにこの思いを、熱意を要望し、今現在に至っておるわけでありませうので、そこらをしっかりお含みをいただきたいと思ひます。今、まさにその実現のために、住民協といえは、住民と住民協は違ふという御意見もございませうが、各住民協を中心に、議会、行政とが、それこそ三位一体となつて、この実現のために取り組んでおる最中であるので、そこらをひとつ御理解いただきたいと思ひます。

○議長（川本英輔議員） 4番柚木議員。

○4番（柚木 喬議員） 最後に質問させてもらひます。

こういう情報がありました。県の情報です。

湯崎知事が2010年の国勢調査の速報値を見て、若者が、20から24歳ですけど、前回調査から0.7%減つたということを言われたんです。それで若い世代の流出を食い止める施策を強化すると言われたんです。そういうことで、県との連携ということで、これはこういうことを言われてええかのことだと思つたんですけど、うちどももやはり今言つたように、これは15歳から64歳までの、いわゆるさつき申し上げた時期には、やっぱり1.4%減になつてゐるんです。

だから、要は将来に向けて県としてもやっぱり考えられてゐると思ひますけれども、

そういうようなことはどういうふうに県との連携で何か策はないでしょうかというこ
との質問なんです。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 答弁させていただきましたが、まさにそういうことをすべく、
今、県と共同して道路整備を進めておるところでありまして、例えばそれを具体的に
どうするかとか、あるいは道路ができたらどこへどれだけの団地をつくるとか、そう
いうことは今からでございます、当然、我々がすることではなく、やはりそういう
環境をつくることによって、民間のディベロッパーにも入っていただいて、町内でそ
ういう経済的な活動をしていただいて、そして町内にも波及効果があるような状況をつ
くるためには、まさにそういう対応をしておる状況でありますので、それ以上のこ
とを、それじゃあ数値を出せとかいうようなことを言われましても、現時点ではまず
はその環境をつくるために一生懸命情熱を注いで、汗をかいておる最中でありませ
うで、そこらはひとつ御理解いただきたいと思えます。

○議長（川本英輔議員） いいですか。

○4番（柚木 喬議員） はい。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） それでは、暫時休憩いたします。

再開は2時50分といたします。

（休憩 午後2時35分）

（再開 午後2時50分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第2 議案第6号「坂町指定地域密着型サービスの事業
の人員、設備及び運営に係る基準等に関する条例の制定について」の件を議題にし
ます。

本件について提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第6号「坂町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備
及び運営に係る基準等に関する条例の制定について」御説明を申し上げます。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に

関する法律が一昨年公布されたことに伴い、介護保険法の一部が改正され、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準等は、厚生労働省令で定める基準を参酌して各自治体が条例で定めることとされました。

このため、本町では、厚生労働省令で定める基準に準じて、坂町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準等に関する条例を制定いたすものでございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（川本英輔議員） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

2番主枝議員。

○2番（主枝幸子議員） 具体的にこの事業をどう進めるのか、予算をどのように考えていらっしゃるのか、教えてください。

○議長（川本英輔議員） 佐々木保険健康課長。

○民生副部長兼保険健康課長（佐々木真哉君） 今回の条例につきましては、この坂町におきまして、地域密着型サービスを行おうとする際の基準でございます。これによって事業を行うというものではございませんで、これまでの地域密着型サービスの基準というのが、省令に基づいて、省令で各基準が定められておったんですが、これが地方分権一括法で、各市町村がそれぞれ定めることとされたもので、これを各市町村の条例に移しかえたということでございます。これによって新たな事業を始めるということではございません。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○4番（柚木 喬議員） 同じ形で、今現在、公募が進められている地域密着型サービス小規模特養を、これについての、例えば入ってから、公募条件が厳しくなるとか、例えばですよ、というふうな影響はどういうふうなことですか。

○議長（川本英輔議員） 佐々木保険健康課長。

○民生副部長兼保険健康課長（佐々木真哉君） お答えします。

現在、公募をしております小規模特別養護老人ホームですが、これは従前の省令の基準に基づきまして公募しております。今回の条例につきましても、その省令を準拠して案を制定しておるものですから、基本的にはこの条例によってさらに公募条件よりもきつくなるということではございません。

ただ、公募条件につきましては、暴力団と関係のないことというのを入れております。

そのことにつきましては、この条例案の第4条につきまして、省令では法人とだけ書いてあるんですが、坂町の場合、独自の規定としまして、暴力団との関係者を排除する旨を規定しておるところでございます。これは公募要件にもその旨書いておりますので、特に公募要件に変更が生じるというものではございません。

○議長（川本英輔議員） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結します。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） これより、議案第6号「坂町指定地域密着型サービスの事業の人員、整備及び運営に係る基準等に関する条例の制定について」の件を採決します。

議案第6号は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

議案第6号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第3 議案第7号「坂町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準等に関する条例制定について」の件を議題します。

本件について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第7号「坂町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準等に関する条例の制定について」御説明を申し上げます。

地域の自主性、自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が一昨年公布されたことに伴い、介護保険法の一部が改正され、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準等は厚生労働省令で定める基準を参酌して、各自治体が条例で定めることとされました。

このため、本町では、厚生労働省令で定める基準に準じて、坂町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の法律に係る基準等に関する条例を制定いたすものでございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（川本英輔議員） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

1 番中川議員。

○1 番（中川ゆかり議員） この条例を制定する意味は6号議案と同じような解釈でよろしいのでしょうか。それとも何か進めていく事業みたいなものがありますか。

○議長（川本英輔議員） 佐々木保険健康課長。

○民生副部長兼保険健康課長（佐々木真哉君） お答えします。

先ほどの第6号議案と同様でございますが、今後といいますか、今現在、地域密着型の介護予防サービスがあるのがグループホームでございますが、グループホームで要支援の方がサービスを受けられる場合は、この基準に該当するわけですがけれども、現在、実は要支援の方はいらっしゃらないので、坂町ではそういうサービスを受けられている方はございません。今後、そういう方が出てこられたり、あるいはここに掲げるような新しい介護予防サービスを受けられるようになった場合は、この基準によって坂町に設置していただくということになるというふうに考えてます。

○議長（川本英輔議員） ほかに質疑はありませんか。

4 番柚木議員。

○4 番（柚木 喬議員） 介護予防サービスは11項目ぐらいありますよね、予防サービスのサービスの種類が。ちょっとこれ、実績的に上位二つが多くて、こういう目こぼれというか、もう全てこの介護保険法の改正ですから均等になっていると思うんですが、坂町においては介護予防サービスも二つ、訪問介護とそれから通所介護が多いんですよね。そういう大きいものについては特に条件がついてるということはないですよ。その確認です。

○議長（川本英輔議員） 佐々木保険健康課長。

○民生副部長兼保険健康課長（佐々木真哉君） 議員言われた通所サービスあるいは訪問介護サービスにつきましては、これは地域密着型サービスではございませんで、その事業者指定自体は広島県が権限を持っております。

今回の条例制定につきましては、地域密着型サービスということで、坂町だけ限定、坂町の方だけが利用できるサービスということで、坂町がその事業者の指定権限を持っておるものでございまして、その地域密着型サービスにつきまして条例制定をするというものでございます。

先ほど言われた通所サービスなり訪問サービスにつきましては、県のほうで新しく条例が制定されて、そちらのほうの基準に従っての事業が実施されるということになっております。

○議長（川本英輔議員） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結します。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） これより、議案第7号「坂町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準等に関する条例の制定について」の件を採決します。

議案第7号は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

議案第7号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第4 議案第8号「坂町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について」の件を議題にします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第8号「坂町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について」御説明を申し上げます。

この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定に伴い、国において新型インフルエンザ等緊急事態宣言が出された場合、町は直ちに対策本部を設置しなければならないことから、対策本部設置に必要な事項を定めるものでございます。

対策本部では、国や県と連携を図り、蔓延防止に関する措置を講じるなど、坂町における新型インフルエンザ等の対策を的確かつ迅速に実施し、住民の皆様の生命と健康を守り、住民生活に及ぼす影響が最少となるようにすることといたしております。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（川本英輔議員） これより質疑に入ります。

質疑はありますか。

6番出下議員。

○6番（出下 孝議員） ちょっと参考までにお聞きするんですが、これ、国より設置の措置が発せられましたら、地方自治体に連絡が来るわけなんですけど、国が措置を発生するというイメージというのは、どのようなイメージを持っておけばいいんですか。

○議長（川本英輔議員） 佐々木保険健康課長。

○民生副部長兼保険健康課長（佐々木真哉君） 国が非常事態宣言を発生する場合は、海外で新たな病原性が不明なインフルエンザ等が発生した場合は、これは政府が直ちに対策本部を立ち上げます。その後、国内に侵入してきた場合、国内に侵入してきて、さらにその病原性等が強いおそれがある場合、いわゆる毒性が強くて、重篤な症状が出るような新しいインフルエンザ等の場合、この場合に非常事態宣言というものを宣言を出すということになります。ですから国内に入ってきたときでございます。

○議長（川本英輔議員） ほかに質疑はありますか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結します。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」という者あり)

○議長(川本英輔議員) 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長(川本英輔議員) これより、議案第8号「坂町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について」の件を採決します。

議案第8号は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(川本英輔議員) 挙手全員です。

議案第8号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長(川本英輔議員) 日程第5 議案第9号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について」の件を議題にします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長(吉田隆行君) 議案第9号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について」御説明を申し上げます。

平成18年度から実施いたしました給与構造改革において、職員の給料水準の引き下げを行いました。この引き下げに伴う経過措置として、平成18年3月31日に受けていた給与月額に達するまでの間は、国に準じてその差額を支給しておりますが、その経過措置について、平成23年9月の人事院勧告並びに平成24年10月の広島県人事委員会による勧告で、廃止することが適当とされております。

本町では、経過措置を受けている職員は16名となっており、退職や昇給、昇格等により、今後、対象者数や経過措置額も減少していくものの、その解消には相当の期間が見込まれるところでございます。

しかしながら、国と同様に世代間の給与配分の適正化を早期に図る必要があることから、本町においても経過措置の廃止が必要と考えております。

具体的な廃止の内容につきましては、平成25年度においては、経過措置額として支給されている給料の4分の1を減額して支給し、平成26年度には4分の2を減額、平成27年度には4分の3を減額し、平成27年度末で廃止することといたしております。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（川本英輔議員） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結します。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） これより、議案第9号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について」の件を採決します。

議案第9号は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

議案第9号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第6 議案第10号「坂町障害程度区分判定等審査会の委員の定数等を定める条例の一部改正について」の件を議題にします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第10号「坂町障害程度区分判定等審査会の委員の定数等を定める条例の一部改正について」御説明を申し上げます。

この条例改正は、障害者自立支援法が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に名称が変わることにより、一部改正をいたすものでございます。

御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（川本英輔議員） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結します。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） これより、議案第10号「坂町障害程度区分判定等審査会の委員の定数等を定める条例の一部改正について」の件を採決します。

議案第10号は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

議案第10号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第7 議案第11号「坂町敬老年金条例の廃止について」の件を議題にします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第11号「坂町敬老年金条例の廃止について」の御説明を申し上げます。

敬老年金につきましては、坂町第2次行政改革推進計画に基づき、昨年度、そのあり方を見直した結果、段階的にこれを廃止することとし、その財源を高齢者の保健福祉の増進等に活用することとしたこととさせていただきます。

この方針に基づき、昨年3月の坂町議会定例会では、今年度の支給額を年額6千円から3千円に減額する条例改正を御承認いただいているところであり、来年度はその

制度を廃止いたすものでございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（川本英輔議員） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結します。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） これより、議案第11号「坂町敬老年金条例の廃止について」の件を採決します。

議案第11号は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

議案第11号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第8 議案第17号「坂町葬祭料条例の一部改正について」の件を御議題にします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第17号「坂町葬祭料条例の一部改正について」御説明を申し上げます。

このたび、呉市斎場の火葬料が4月より変更となることから、実態に合わせて葬祭料を引き上げるものでございます。改正の内容について、御説明を申し上げます。

第3条の葬祭料の額について、11歳以上の大人3万5千円を4万2千円に、11歳未満の小人2万8千円を3万3,600円に、死産児の1万4千円を1万6,800円に改正いたすものでございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（川本英輔議員） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

6 番出下議員。

○6 番（出下 孝議員） ちょっとお聞きするんですが、坂町の場合、火葬場が呉市の焼山の火葬場に指定されておりますが、ここの料金ですね、大人 4 万 2 千円となっておりますが、火葬場に実際に支払う料金との差というのはあるんですか、ないんですか、それをお聞きします。

○議長（川本英輔議員） 河本税務住民課長。

○税務住民課長（河本和彦君） お答えいたします。

あくまでもここにあります葬祭料につきましては、呉市民が呉市の斎場を使うときの差額を町で負担し、呉市民と同額の負担で済むようにということで、実際、大人でございますと、市外の方は 6 万円に新しくなります。現行 5 万円ですが 6 万円になって、4 万 2 千円を引くと、4 万 2 千円の補助で 1 万 8 千円、これが呉市民が火葬場を使うときの負担額ということになります。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結します。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） これより、議案第 17 号「坂町葬祭料条例の一部改正について」の件を採決します。

議案第 17 号は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙 手 全 員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

議案第 17 号は原案のとおり可決されました。

~~~~~〇~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第9 議案第12号「平成25年度坂町一般会計予算」の件、日程第10 議案第13号「平成25年度坂町国民健康保険事業特別会計予算」の件、日程第11 議案第14号「平成25年度坂町下水道事業特別会計予算」の件、日程第12 議案第15号「平成25年度坂町介護保険事業特別会計予算」の件及び日程第13 議案第16号「平成25年度坂町後期高齢者医療特別会計予算」の件、5議案を一括議題といたします。

5議案についての、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第12号「平成25年度坂町一般会計予算」について、御説明を申し上げます。

昨年末に政権が交代し、市場経済においては円安、株価の上昇等景気に対する期待感が日に日に高まってきている一方、国においては新年度予算の編成作業が例年よりも大幅におくれていることから、地方財政対策の詳細な数値が示されておられません。

本町の財政見通しといたしましては、景気の上げどまりが予想されているものの、町民税等収入の増加は期待できず、また、医療、高齢者福祉、生活保護費等、社会保障関係経費の増加が見込まれることから、町を取り巻く環境は依然厳しい状況が続くものと思われまます。

こうした中でも、収入と支出のバランスを注視し、小さくても光り、輝きのあるまちづくりを実現するため、さらに効果的な事業を推進してまいります。

平成25年度では、一般財源収入の急激な伸びが見込まれないことから、身の丈に合った予算を編成いたし、より一層の事務の効率化を行うとともに、都市再生整備計画事業、（仮称）町民交流センター建設事業等を本格的に推進いたし、対前年度比14.1%増の57億3,356万9千円の予算総額といたしました。

それでは、歳入歳出予算の主なものについて御説明を申し上げます。

まず、事項別明細書の15ページ以降の歳入でございますが、町民税の個人分につきましては、対前年度比1%増の5億8,028万4千円を計上いたしました。

また、法人分につきましては、企業収益の減収見込みを勘案し、対前年度比12.7%減の2億6,552万1千円を計上いたしました。

固定資産税では評価額の下落を考慮し、対前年度比0.8%減の12億7,826万

1千円を計上いたしました。

19ページの地方交付税では、地方財政計画を勘案し、対前年度比2.4%減の7億7,400万円を試算計上いたしました。

23ページの国庫負担金、民生費国庫負担金では、児童手当及び生活保護費負担金を計上いたしました。

24ページからの国庫補助金、総務費国庫補助金では、地域の元気臨時交付金を計上いたし、土木費国庫補助金ではウォーキングトレイル等事業及び都市再生整備計画事業を計上いたし、25ページの教育費国庫補助金では（仮称）町民交流センター建設に係る都市再生整備計画事業を計上いたしました。

27ページの県補助金、民生費県補助金では、介護基盤緊急整備事業を計上いたし、28ページの消防費県補助金では、急傾斜地崩壊対策事業を計上いたしました。

31ページの基金繰入金では、減債基金繰入金及び大規模事業基金繰入金を計上いたしました。

36ページの町債では、臨時財政対策債及び各事業債を計上いたしました。このうち臨時財政対策債につきましては、減額された普通交付税の補填として借り入れるものでございます。

次に、歳出について御説明を申し上げます。

37ページからの議会費では、議会運営経費につきまして計上いたしました。

40ページからの総務費では、一般管理費で電算関係経費等を計上いたし、44ページの財政管理費では、大規模事業基金積立金を計上いたしました。

53ページからの選挙費では、参議院議員選挙及び県知事選挙の執行経費を計上いたしました。

60ページからの民生費、老人福祉費では、小規模特別養護老人ホーム整備事業を計上いたしました。

67ページの児童措置費では児童手当を計上し、保育所費では町立保育所及び私立保育園の運営経費を計上いたしました。

71ページの生活保護費では、生活保護関係経費を計上いたしました。

75ページからの予防費では、健康増進法に基づく健診事業及び予防接種法に基づく予防接種事業をそれぞれ計上いたしました。

80ページからの清掃費、塵芥処理費では、廃棄物処理に係る各種業務及び安芸地

区衛生施設管理組合負担金を計上いたしました。

83ページの労働費、労働諸費では、県内労働者の福祉増進に資するため、労働金庫への預託金を計上いたしました。

86ページの農林水産業費、林業振興費では、松くい虫立木伐倒駆除業務を計上いたしました。

88ページの商工費、商工総務費では、消費者行政活性化事業を計上いたし、商工振興費では、中小企業融資預託金を計上いたしました。

91ページからの土木費、道路新設改良費では、都市再生整備計画事業、ウォーキングトレイル等事業及び県道坂小屋浦線道路事業県営工事負担金を計上いたしました。

93ページの港湾費では、海岸保全施設県営工事負担金を計上いたしました。

96ページの都市計画費、公共下水道費では、下水道事業特別会計への繰出金を計上いたし、公園費では、(仮称)さか・なぎさ公園子どもの国整備事業に係る経費をそれぞれ計上いたしました。

101ページの消防費、常備消防費では、広島市消防局への委託料を計上いたし、103ページからの防災対策費では、津波・高潮対策に係る経費をそれぞれ計上いたしました。

105ページの防災事業費では、向田A地区急傾斜地崩壊対策工事及び急傾斜地県営工事負担金を計上いたしました。

106ページからの教育費では、人間形成の基礎を培う義務教育の充実を図るため、教育環境の整備を重点とした予算を計上いたしました。

120ページからの幼稚園費では、幼稚園就園奨励費補助金を計上いたしました。

121ページからの社会教育費では、町民センターを生涯学習の核とし、公民館等を活動拠点として各種事業を展開してまいります。

130ページからの体育施設費では、(仮称)町民交流センター建設工事に係る経費をそれぞれ計上いたしました。

136ページの公債費は、償還計画に基づき試算計上いたしました。

以上で、予算の大綱につきまして説明を終わりますが、詳細につきましては、御質問の都度、私なり副町長、教育長、担当部長、教育次長、会計管理者、担当課長からお答えさせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

続きまして、議案第13号「平成25年度坂町国民健康保険事業特別会計予算」に

ついて、御説明を申し上げます。

本予算は平成24年度の補助金及び医療費実績並びに国、県からの予算編成要領に基づき試算を行い、対前年度比2%減の16億3,383万円の予算総額といたすものでございます。

それでは、歳入歳出予算で主なものにつきまして、御説明申し上げます。

まず、歳入についてでございます。

11ページから12ページにかけての国民健康保険税の3億385万4千円は医療給付費分2億1,650万円、後期高齢者支援金分6,639万円、介護納付金分2,096万4千円の暫定賦課による収入見込み額でございます。

13ページの国庫支出金、国庫負担金2億3,363万6千円、国庫補助金1億29万1千円、療養給付費交付金1億1,908万1千円、14ページの前期高齢者交付金5億2,014万1千円は、医療費の見込みに基づいて試算し、計上いたしました。

県支出金、県負担金1,485万6千円は、高額医療費共同事業と特定健康診査等に係る県負担分として、県補助金7,529万7千円は、医療費の見込みに基づいて試算し、計上いたしました。

15ページの共同事業交付金1億9,605万5千円は、高額医療費に対する国保連合会からの交付見込み額を計上いたしました。

16ページの繰入金、一般会計繰入金6,923万円は、それぞれの算出方法により試算し、計上いたしました。

次に、歳出について御説明を申し上げます。

19ページの総務費、総務管理費310万9千円は、電算共同処理業務などの委託料173万3千円及び国保連合会への負担金58万8千円が主なものでございます。

20ページの徴税费243万5千円は、保険税賦課に要する費用と電算業務委託料が主なものでございます。

21ページの保険給付費、療養諸費10億5,194万3千円、22ページの高額療養費1億2,061万円は、平成24年度の医療費実績に基づいて試算し、計上いたしました。

23ページの出産育児諸費630万4千円、葬祭諸費60万円は、それぞれ見込み額を計上いたしました。

24ページの後期高齢者支援金等1億6,617万2千円、前期高齢者納付金等2万1千円、25ページの老人保健拠出金21万1千円、介護納付金6,664万2千円は、それぞれ見込み額を計上いたしました。

共同事業拠出金2億150万4千円は、国保連合会からの通知により見込み額を計上いたしました。

26ページの保険事業費353万4千円は、健康づくりのための講師謝金、後発医薬品差額通知の委託料及び医療費分析の委託料が主なものでございます。

特定健康診査等事業費653万8千円は、特定健康診査の委託料が主なものでございます。

27ページの諸支出金、償還金及び還付加算金100万1千円は、保険税過年度分還付金が主なものでございます。

予備費は300万円を計上いたしました。

その他のものにつきましては、付記説明のとおりでございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

続きまして、議案第14号「平成25年度坂町下水道事業特別会計予算」について、御説明を申し上げます。

本年度の予算は、歳入歳出それぞれ7億305万円といたすものでございます。

初めに、11ページの歳入につきまして御説明を申し上げます、

分担金及び負担金の下水道事業受益者負担金83万7千円は試算の上、計上いたしました。

使用料及び手数料の公共下水道使用料2億9千万円は試算の上、計上いたしました。

12ページの事業費、国庫補助金3,740万円は試算の上、計上いたしました。

一般会計繰入金2億2,301万5千円は試算の上、計上いたしました。

13ページ、水洗便所設備資金貸付金元利収入138万4千円は、貸付金の償還金収入でございます。

事業債1億4,960万円は、付記説明のとおり事業支出に伴い計上いたしました。

次に、14ページからの歳出につきまして、御説明を申し上げます。

総務費の一般管理費1億3,872万9千円のうち需用費616万8千円は、雨水ポンプ場及び汚水中継ポンプ場の電気料等でございます。

15ページの役務費100万9千円は、雨水ポンプ場及び汚水中継ポンプ場の電話

料並びに下水道管渠維持費等でございます。

委託料1,826万7千円は、雨水ポンプ場及び汚水中継ポンプ場の管理委託費並びに使用料徴収業務委託費を計上いたしました。

また、工事請負費290万円は、下水道施設維持管理工事等を試算の上、計上いたしました。

負担金補助及び交付金7,733万1千円は、下水道維持管理費が主なもので、その他につきましては付記説明のとおり、各協会への負担金等でございます。

貸付金120万円は、水洗便所設備資金貸付金でございます。

16ページ公課費1,094万2千円は消費税でございます。

事業費の公共下水道整備費7,853万5千円のうち委託料625万2千円は、下水道長寿命化管理業務が主なもので試算の上、計上いたしました。

工事請負費7,180万円は、下水道施設の長寿命化工事ほか汚水管渠工事費を試算の上、計上いたしました。

流域下水道整備費353万9千円は、太田川流域下水道整備事業の建設負担金でございます。

17ページ公債費4億8,174万7千円は、起債借り入れ実績に基づき試算の上、計上いたしました。

予備費につきましては50万円計上いたしました。御審議のほどよろしくお願いいたします。

続きまして、議案第15号「平成25年度坂町介護保険事業特別会計予算」について御説明を申し上げます。

本予算は平成24年度の保険給付費などの実績見込み額に基づき試算を行い、対前年度比3.2%減の11億4,048万1千円を予算総額といたすものでございます。

それでは、歳入歳出予算で主なものにつきまして御説明を申し上げます。

まず、歳入について御説明を申し上げます。

11ページの保険料、介護保険料2億2,264万5千円は、第1号被保険者保険料を所得階層等により試算し、計上いたしました。

次に、12ページの国庫支出金、国庫負担金1億9,965万2千円、国庫補助金6,622万4千円、支払基金交付金3億2,225万円、13ページの県支出金、県負担金1億5,988万2千円及び県補助金351万9千円は、保険給付費見込み額

などからそれぞれの算出方法により試算し、計上いたしました。

繰入金、一般会計繰入金 1 億 5,617 万 7 千円は、介護給付費繰入金、その他繰入金及び地域支援事業繰入金をそれぞれ試算し、計上いたしました。

基金繰入金 1,007 万 7 千円は、介護給付費見込み額などに対応するための財源として繰り入れるものでございます。

次に、歳出について御説明を申し上げます。

15 ページの総務費、一般管理費では、要介護認定に係る事務経費として 1,313 万 8 千円を計上いたしました。

17 ページの保険給付費、介護サービス等諸費では、要介護に対する居宅及び施設等のサービス給付費 9 億 9,185 万円を計上いたしました。

18 ページの介護予防サービス等諸費では、要支援者の健康状態の維持または改善を目的とした給付費 6,610 万円を計上いたしました。

19 ページのその他諸費 125 万円は、国保連合会へのレセプト審査手数料、高額介護サービス等費 1,103 万 5 千円は、施設等の利用負担金が一定の上限額を超えた方に支給するもの、高額医療合算介護サービス等費 100 万 1 千円は、医療保険及び介護保険の両制度における自己負担の合計が著しく高額となった場合に、一定の上限額を超えた方に支給するものでございます。

20 ページの特定入所者介護サービス費 3,502 万 7 千円は、低所得者の方の施設利用料を軽減するための費用でございます。

21 ページの地域支援事業費、介護予防事業費では、高齢者の自立した日常生活を支援するための事業費として 494 万 6 千円を計上し、包括的支援事業任意事業費では、地域包括支援センターの委託料などの経費として 1,469 万 3 千円を計上いたしました。

その他のものにつきましては、付記説明のとおりでございます。御審議のほどよろしく願いをいたします。

続きまして、議案第 16 号「平成 25 年度坂町後期高齢者医療特別会計予算」について御説明を申し上げます。

本予算は広島県後期高齢者医療広域連合に対する納付金及び保険料徴収に係る経費等を広域連合からの通知に基づき予算計上いたしましたもので、対前年度比 4.8% 増の 1 億 5,856 万 1 千円の予算総額といたすものでございます。

それでは、歳入歳出予算で主なものにつきまして御説明を申し上げます。

まず、歳入についてでございます。

9 ページの後期高齢者医療保険料、特別徴収保険料 9,460 万 8 千円及び普通徴収保険料 3,540 万 9 千円は、後期高齢者の方から納めていただいております保険料を広域連合からの通知により計上いたしました。

繰入金、一般会計繰入金の事務費繰入金 9 万 8 千円は、保険料の徴収に係る経費の財源として計上し、保険基盤安定繰入金 2,734 万 4 千円は、低所得者の方に対する軽減措置分の財源として計上いたしております。

次に、歳出につきまして御説明を申し上げます。

11 ページの総務費、徴収費では、保険料徴収に係る事務経費として 4 万 9 千円を計上いたしました。

後期高齢者医療費、広域連合納付金 1 億 5,736 万 1 千円は、後期高齢者医療保険料と保険基盤安定繰入金をあわせて広域連合に支払うものでございます。

その他のものは付記説明のとおりでございます。御審議のほどよろしく願いいたします。以上でございます。

○議長（川本英輔議員） お諮りします。

ただいま町長から説明がありました 5 議案については、11 人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 異議なし、と認めます。

よって、議案第 12 号から議案第 16 号までの 5 議案については、11 人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

お諮りします。

ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任については、坂町委員会条例第 6 条第 1 項の規定により、1 番中川議員、2 番主枝議員、3 番奥村議員、4 番柚木議員、5 番中下議員、6 番出下議員、7 番姫宮議員、8 番折出議員、9 番大田議員、10 番中議員、11 番瀧野議員、以上 11 名を指名したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 異議なし、と認めます。

ただいま指名しました11名を予算審査特別委員会委員に選任することに決定しました。

なお、正・副委員長は坂町議会委員会条例第7条第2項の規定により、委員会において互選するとなっています。

これより互選していただき、その結果を議長に報告してください。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩いたします。

（休憩 午後3時46分）

（再開 午後3時47分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 正・副委員長の互選の結果が議長に対して通知されましたので、報告いたします。

委員長に瀧野純敏議員、副委員長に折出直幸議員がそれぞれ選任されております。

瀧野議員、折出議員、よろしく願いいたします。

お諮りいたします。

ただいま予算審査特別委員会に付託した議案第12号から議案第16号までの平成25年度予算関連5議案については、会議規則46条の第1項の規定により、3月8日午後3時までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 異議なし、と認めます。

平成25年度予算関連5議案については、会議規則46条の第1項の規定により、3月8日午後3時までに審査を終了するよう期限をつけることに決定しました。

お諮りします。

委員会審査のため、3月6日から3月7日までの2日間休会とし、3月8日午後4時に再開したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 異議なし、と認めます。

よって、3月6日から3月7日までの2日間休会とし、3月8日午後4時に再開することに決定しました。

本日はこれで休会いたします。

御苦労さまでございました。

○事務局長（高橋蔦江君） 皆様、御起立ください。

（起立）

○事務局長（高橋蔦江君） 御礼。

（閉会 午後3時49分）